第４次読書のまち
八王子推進計画

2020-2024

「いつでも、どこでも、だれでも」
読書に親しめるまち八王子

令和２年（2020 年）３月　八王子市

「読書のまち八王子」の実現に向けて

読書は、知識や情報を得るためだけでなく、人間性を豊かにし、生活に潤いや安らぎを与え、心の糧になるものです。

本市では、読書が持つこの計り知れない価値を認識し、「読書のまち八王子」の実現を目指して、地区図書室の図書館化や多摩 26 市で初となる電子書籍の導入など、様々な施策を展開してきました。その効果は、本市が誇る市民力の向上にもつながっているものと信じています。

一方、近年スマートフォンの普及など情報環境の変化が急速に進む中、読書環境も大きな変化を迎えています。2030 年頃には、IoT やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新が一層進展し、超スマート社会（Society5.0）の到来も予想されています。

また、2018 年 OECD（経済協力開発機構）による学力調査（PISA）において、日本の子どもの読解力が低下していることが報道されました。この問題の要因として、子どもの読書離れが言われており、国は、平成 30 年（2018 年）4 月に、第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定し、「読書習慣の形成に向けて発達段階ごとの効果的な取組」を推進することや「読書への関心を高める取組」、「情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析」を掲げています。

さらに、子どもだけでなく、人生 100 年時代においては、生涯の様々なステージで活躍するために必要な能力を身につけるため、リカレント教育の充実が求められており、そのための環境整備が必要となっています。

これらの社会の大きな変化を捉え、本計画では、「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめるまち八王子の実現に向け、図書館と市民、様々な関係団体との多様な“つながり”を通じて、乳幼児から高齢者まですべての世代の読書活動を支援し、市民が生涯にわたって“読書”を楽しめる、知的好奇心あふれるまちを目指します。また、地域づくりの視点から、図書館が、地域の情報拠点として本と人、人と人をつなぐ“学び”の場となるよう、準備を進めていきます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました生涯学習審議会委員の皆様をはじめ、読書のまち八王子推進連絡会議メンバーの皆様、貴重なご意見をいただきました関係各位、市民の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

令和２年（2020 年）３月

八王子市長　石森芳志

目次

Ⅰ　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨 …… １

２　計画の位置づけ …… ２

３　計画期間 ……２

Ⅱ　読書活動推進の現状と課題

１　第３次計画の主な取組と成果 …… ３

２　読書活動を取り巻く現状 …… ６

３　読書活動を取り巻く課題 ……13

Ⅲ　本計画の目指す姿

１　基本指針 ……14

２　基本方針 ……15

３　共通方針：計画の基盤づくり……15

４　計画の体系 ……16

Ⅳ　施策の展開

基本方針１　すべての世代への切れ目ない読書活動支援 …… 17

基本方針２　つながりによるサービスの展開 …… 22

基本方針３　だれもが快適に読書に親しめる環境の整備 …… 25

共通方針　　計画の基盤づくり ……31

Ⅴ　計画の推進

１　計画の推進体制 ……33

２　計画の進行管理 ……33

３　指標 ……33

※ アスタリスク（＊）のある語句は、巻末に解説があります。

Ⅰ　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

本市では、平成 16 年（2004 年）３月に「読書のまち八王子推進構想」を策定し、「子ども及び市民の読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次代を担う子どもたちや生涯学習時代を生きる市民が自主的に読書に親しみ、日常生活の中に読書を取り戻して、豊かな人間性を育むこと」を目的として、「いつでも、どこでも、だれでも、自主的に読書活動を行うことができるよう市民・市民団体・事業者・教育機関・行政などが連携して環境の整備を図り積極的に読書活動を推進する」ことを基本的な指針として掲げました。

また、これを基本に、「第１次読書のまち八王子推進計画」を策定し、その後も、第２次、第３次計画に基づいて、「読書のまち八王子」の実現に向けて取組を進めてきたところです。

しかしこの間、人口減少・高齢化やグローバル化のほか、様々な分野で急速に進展する技術革新などにより、読書を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、人生 100 年時代*の到来が予測される中、豊かな人生を過ごすために生涯にわたって地域や社会で活躍し、自らの能力を高めていくことの重要性が認識されはじめています。

このような状況を踏まえ、平成 27 年（2015 年）12 月の中央教育審議会*答申においても、学校・家庭及び地域が相互に補完し、地域全体で学びを展開していく「子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制」の構築による学校・家庭・地域の連携と協働のあり方が示されました。

また、近年では家庭や職場以外における新たな居場所としての機能が図書館に求められています。

そこで、「読書のまち八王子推進構想」の基本指針は継承しつつ、これらの社会情勢の変化を踏まえ、平成 31 年度（2019 年度）をもって計画期間が終了となる第３次計画を改定し、新たなニーズを的確に捉えた「第４次読書のまち八王子推進計画」を策定します。

２　計画の位置づけ

- 本計画は、読書のまち八王子の実現に向けて、全市を挙げて取り組むための事業実施計画です。
- 本計画は、上位計画である「八王子市基本構想・基本計画（八王子ビジョン 2022）」や「八王子市教育振興基本計画」「八王子市生涯学習プラン」など、関連する計画等との整合を図るものとします。
- 子どもの読書活動の推進に関する法律第９条第２項に基づく、「市町村子ども読書活動推進計画」を含む計画とします。

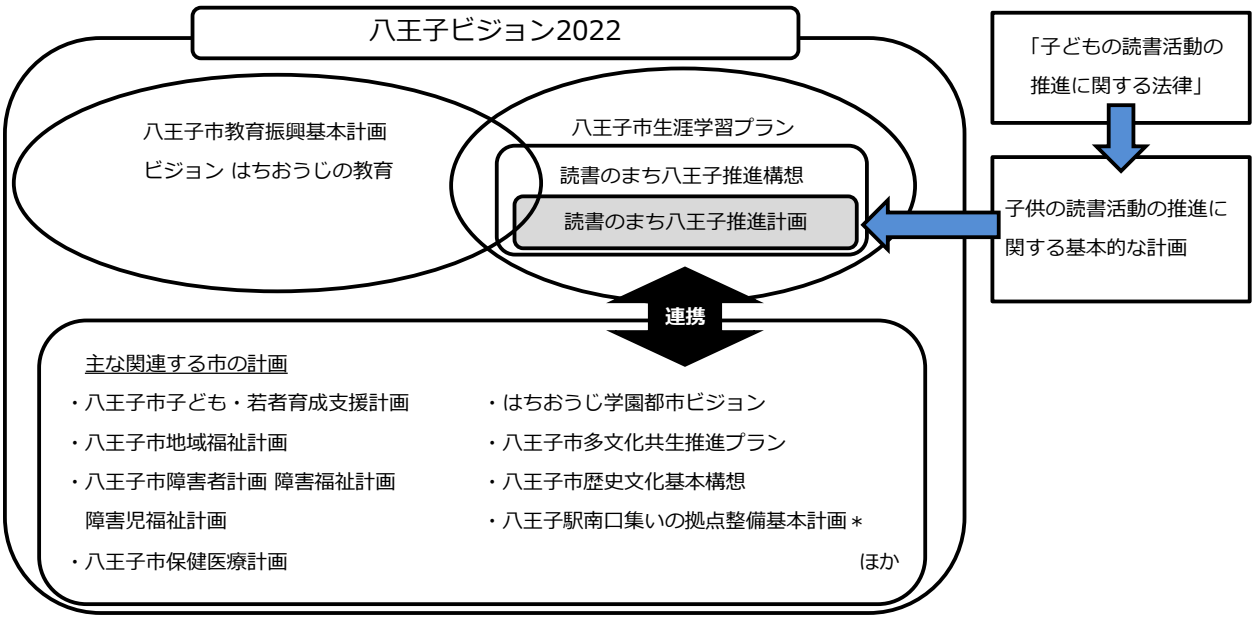

３　計画期間

この計画の期間は、令和２年度（2020 年度）から令和６年度（2024 年度）までの５か年とします。

ただし、社会情勢の変化や、計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

Ⅱ　読書活動推進の現状と課題

1　第３次計画の主な取組と成果

第３次計画（平成 27 年度（2015 年度）～31 年度（2019 年度））では、「乳幼児期からの読書に親しむ環境づくり」「小中学生に読書の楽しさを」「身近な場所での読書に親しめる環境づくり」「図書館に足を運べない人へのサービス」「支援の必要な人へのサービス」を課題としてとらえ、八王子市における読書活動を推進するため 54 の具体的取組を展開してきました。主な取組は以下のとおりです。

（1）子ども読書活動推進編

- ブックスタート*参加者数

単位(名)

区　分	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
参加者数	3,575	3,764	3,534	3,311	3,306
市民ボランティア参加者数	354	315	302	329	318

※市民ボランティア参加者数は延数

- ３歳児健診読み聞かせ*参加者数

単位(名)

区　分	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
参加者数	3,973	4,767	3,847	3,780	3,831

- こどもおはなし会*入場者数

単位(名)

区　分	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
中央図書館	416	293	388	318	586
生涯学習センター図書館	263	332	387	293	322
南大沢図書館	187	383	683	699	692
川口図書館	437	651	582	603	418

※対象年齢は各館で異なる

- としょかんこどもまつり*：４月 21・22 日
  参加者数は全館で 277 名（平成 30 年度（2018 年度））

- クリスマス会（工作会含む）：４回　156 名（平成 30 年度（2018 年度））

- 子ども向け読書案内（冊子・リーフレットなど）

対　象	タイトル	配 布 方 法 等
３～４か月児	赤ちゃんと楽しむ絵本	ブックスタート時に配布
３　歳　児	おうちで絵本を楽しんでみませんか？	３歳児健診時に配布
小学校４年生	図書館で調べものをしてみよう！	小４全児童に配布
小・中学生	夏の本だな	小・中学生に配布
中学生全学年	東京八王子ビートレインズ選手が 選んだ！イチオシ Bon2018	中学生全生徒に配布
Ｙ　Ａ	図書館員が選んだイチオシ本	各館で配布
未就学児・ 保　護　者	おすすめのえほん	各館に配備

- 図書館体験活動
  - 「一日図書館員*」や「としょかんたんけんたい*」
  - 中学生による職場体験の受け入れ

- 読書感想画・感想文コンクール*

- 小学生向け「読書ノート*」の作成・配布（平成29年度（2017年度）～）

- 調べる学習コンクール*の実施（平成29年度（2017年度）～）

- 読み聞かせ出前講座*
  平成30年度（2018年度）：児童館や小学校、高校などで６回実施・受講者：合計113名

- 図書館ホームページの入替により“子どものページ”などをわかりやすく充実
  （平成30年度（2018年度））

- 市制100周年を記念し、本を100冊紹介した特集リストを作成

- 市立小・中学校への団体貸出利用実績

区　分		平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
利用校数		81 校	85	97	98	94
貸出冊数	学級文庫	9,844冊	18,139	22,335	20,540	19,080
	調べ学習	14,522冊	11,374	12,113	12,454	12,270
	計	24,366冊	29,513	34,448	32,994	31,350

- 学校図書館システム*の導入（平成 31 年４月）

（2）生涯読書活動推進編

- 地区図書室の図書館化*の推進

中央図書館みなみ野分室を開室 →由井市民センターみなみ野図書館に改称（平成 30 年６月）	平成 27 年 10 月
恩方市民センター図書館を開館	平成 30 年 10 月
石川市民センター図書館を開館	令和元年７月
由木中央市民センター図書館を開館	令和元年 12 月

- ICT*を活用したサービスの展開

システム更新及びホームページ入替	平成 30 年４月
マイナンバーカード連携	平成 30 年４月
電子書籍サービス*開始	平成 30 年４月
学校図書館とのシステム連携	平成 31 年４月

- ユニバーサルデザイン*に基づく読書環境づくり

聴覚障害のある方を対象とした「手話しゅわおはなし会*」の開催	平成 21 年度～
高齢者施設読書活動支援事業*	平成 30 年４月
「幸齢者サロン*」の開催	平成 30 年度

- 「八王子千人塾*」講座開催と修了者による「塾生の会」への活動支援

- 返却ポイントの増設

長房ふれあい館及び市役所本庁舎へのブックポストの設置	平成 30 年４月
郵便局との包括連携事業*により市内 61 か所全ての郵便局に「図書返却ボックス」を設置	令和元年７月～
駅周辺等のブックポスト増設	令和元年度

- 中央大学との共同研究*開始（平成 29 年（2017 年）７月～）

共同研究公開報告会の実施	平成 30 年６月
共同研究公開報告会の実施	令和元年７月

２　読書活動を取り巻く現状

（１）国の動向

国においては、平成 13 年（2001 年）12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、子どもの読書活動の推進に関する基本理念が定められました。この法律に基づき、おおむね５年にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにするため、平成 14 年（2002 年）８月に第一次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、平成 30 年（2018 年）４月には第四次計画（以下「国の第四次計画」とする。）に更新されました。

また、小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されました。また、新幼稚園教育要領では、引き続き、「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。」との内容が記載されています。

さらに、国は、障害者への差別を解消するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年（2016 年）４月１日施行）を定め、障害者への不当な差別を禁止するとともに、障害者に対する合理的な配慮に努めることを法的に義務づけています。そして、視覚障害者等における読書環境については、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字･活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、『読書バリアフリー法』とする。）」が令和元年（2019 年）６月 28 日に公布・施行され、視覚障害者等の図書館利用に関する体制整備やインターネットを利用したサービス提供の強化が求められています。

（２）子どもの不読率の現状

国の第四次計画では、１か月に１冊も本を読まなかった人の割合である“不読率”は、小学生 5.6%、中学生 15.0%、高校生 50.4%となっており、年齢が上がるにつれ不読率が増加する傾向があることが指摘されています。そして、中学生までの読書習慣の形成が不十分であること、高校生になると読書への関心の度合いが低下することなどがその原因であると分析されており、読書習慣の形成に向けた発達段階ごとの効果的な取組の推進や、友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組の充実が必要であるとしています。

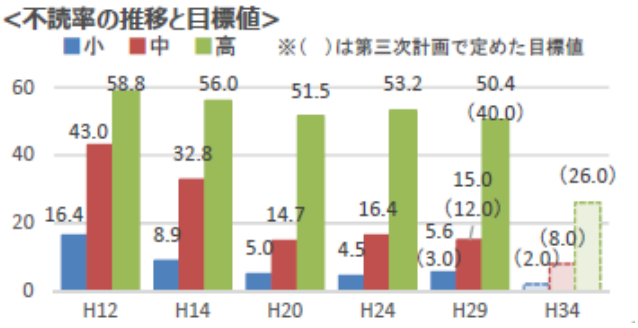

第 63 回学校読書調査（公益社団法人全国学校図書館協議会・株式会社毎日新聞社）

（3）図書館の利用状況

本市では、平成 30 年度（2018 年度）市政世論調査において、市民の 67.7%が１年間に１度も図書館を利用していない状況となっています。その理由として、41.3%の方が「利用する必要がないから」、30.0%の方が「図書館まで遠いから」と答えています。

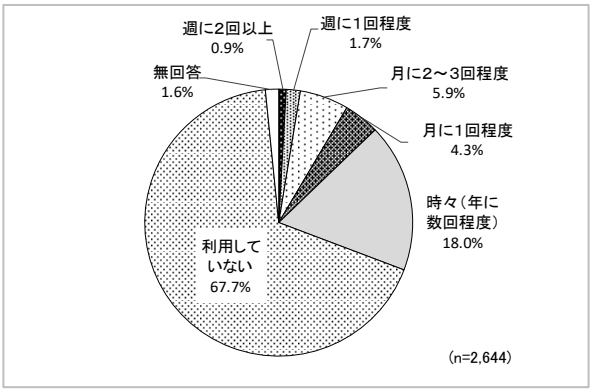

この１年間の市の図書館の利用頻度

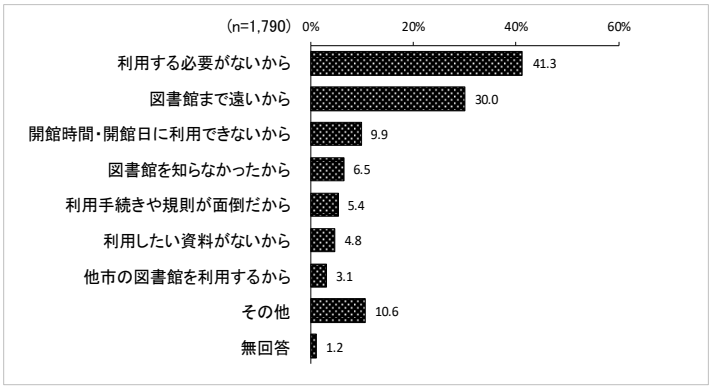

市の図書館を利用しない理由

また、図書館利用状況と住民基本台帳人口との関係では、市人口に占める登録者*の割合は約 23%、実利用者（登録者のうち１年間に１回以上の資料貸出をした方）は 10.6%でした。そして、実利用者を年齢別に見ると、10 歳、20 歳、45 歳、70 歳を中心とした年代に山があり、20 歳は市の特徴である大学生世代の利用であり、70 歳・45 歳は団塊の世代・団塊ジュニアと呼ばれるベビーブームの世代になり、人口も多いことも要因になります。一方、小学校高学年から高校生の世代では図書館の利用は下がっており、不読率と同様な傾向があることがうかがえます。

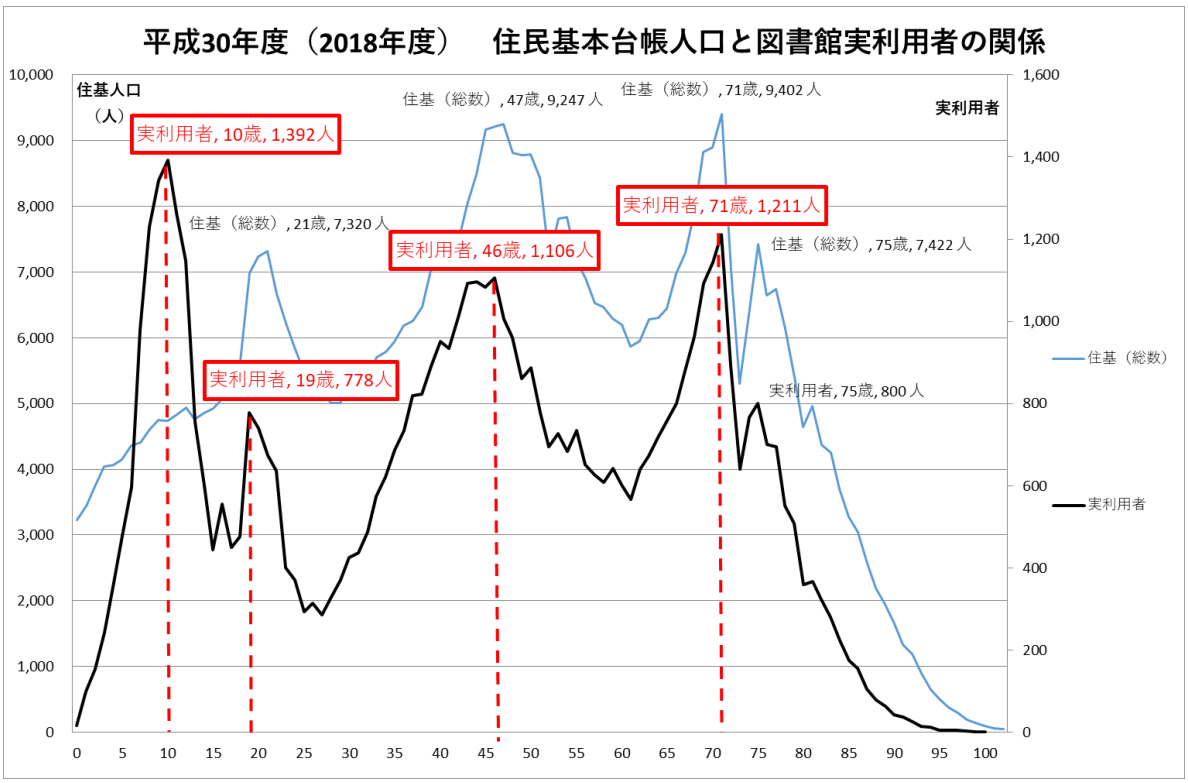

そして、実利用者の推移では、小学校３・４年生、10 歳前後の利用がここ５年間で上昇しており、続いて 40 代を中心とする子育て世代、60 代以降の現役を退いた世代の利用も増えてきていることがわかります。また、年度進行により 70 歳をピークとした山は右へ移動してきていますが、45 歳ではグラフが上に移動しており、10 歳前後の伸びとは正の相関関係（親子関係）があるものと推測できます。

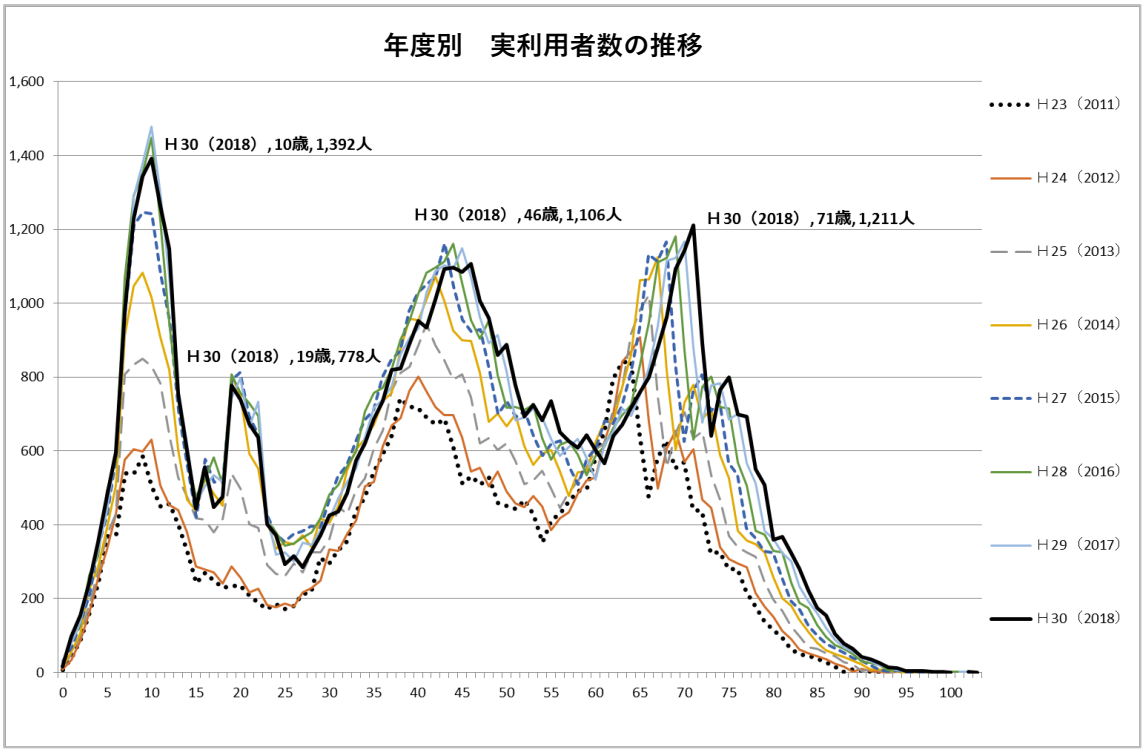

男女別の実利用者の状況では、人口体系と同じ傾向がありますが、70 歳までは女性の利用が多く、特に 45 歳をピークとした就労世代・子育て世代においては男女の差が大きくなっている状況があります。

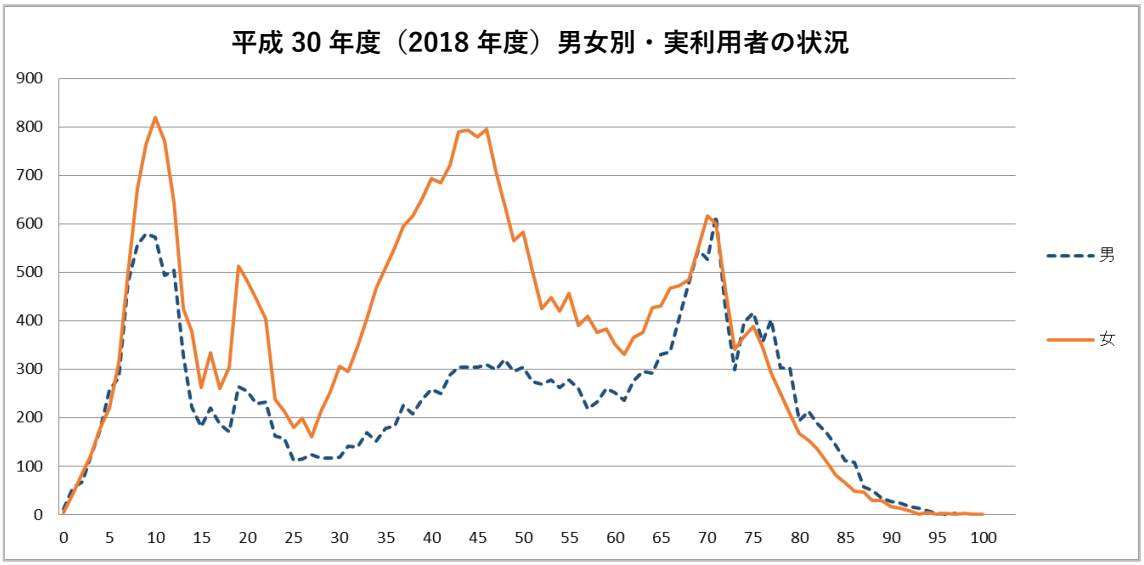

次に男女別の図書館資料の利用状況では、一般書は、団塊の世代の男性や団塊ジュニア世代を含む 40 代からの女性の利用が多く、男性の 30～60 歳では、女性に比べ低い傾向があります。

児童書は小学生とその保護者世代の女性の貸出が多く、35～45 歳がピークになっていることがわかります。

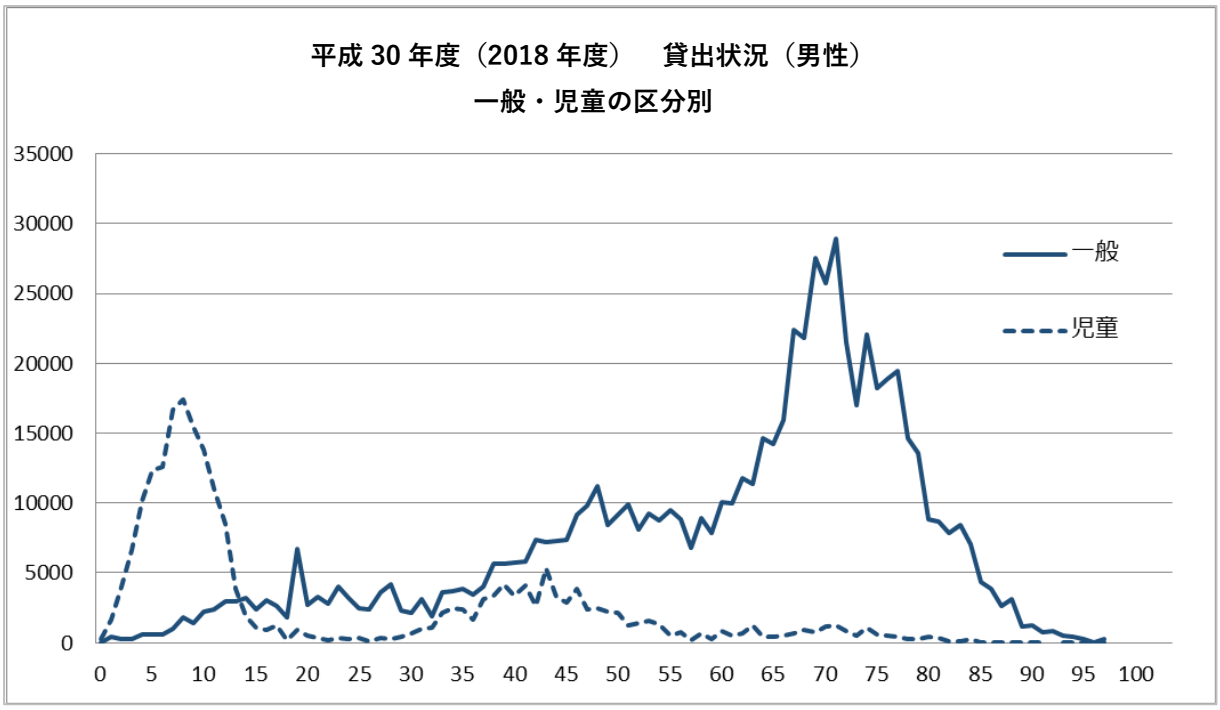

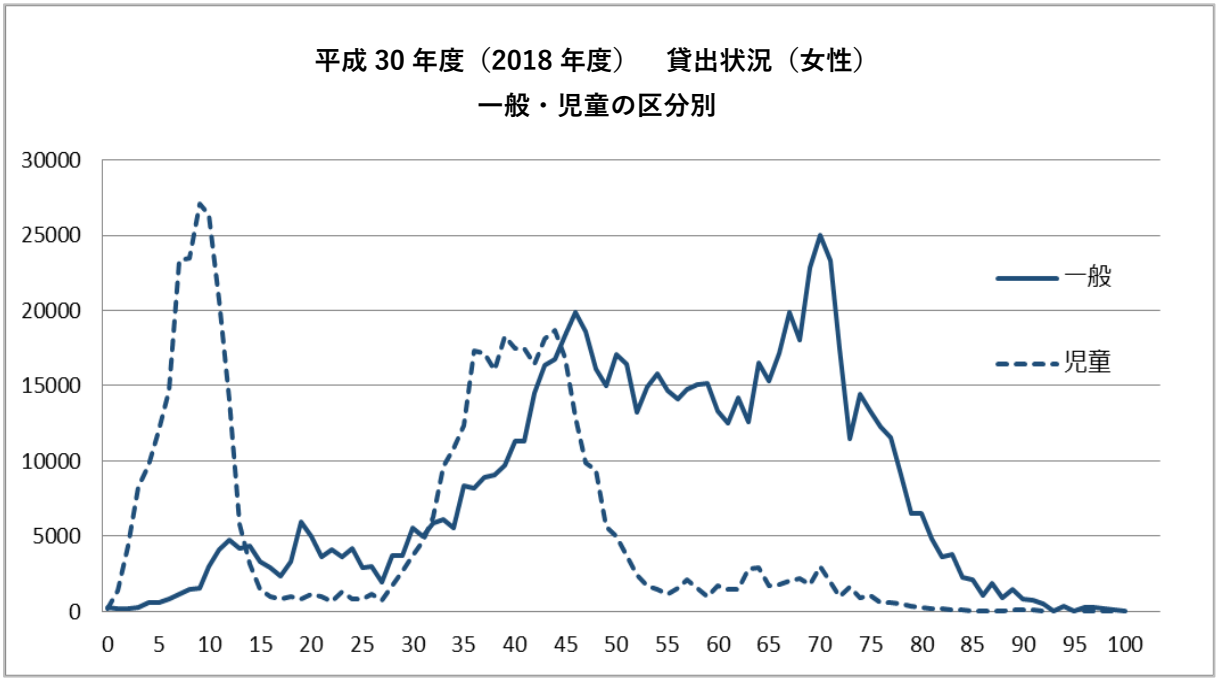

男性の一般書では年齢進行に伴いそのピークが右に移動しており、人口構成に伴うものと考えられ、児童書は就学前から小学生にかけて多く、子育て世代においても小さい山があります。

女性の一般書は男性と同じく年齢進行に伴いそのピークが右に移動しています。児童書は、就学前から小学生と、30～50 歳代にピークがありますが、一般書と異なり年齢進行に伴う右移動がありません。

このことは、就学前から小学生、その保護者（子育て）世代では、年度進行によらず、その世代の利用が毎年・恒常的に増加していることがわかり、図書館利用の特徴となっています。

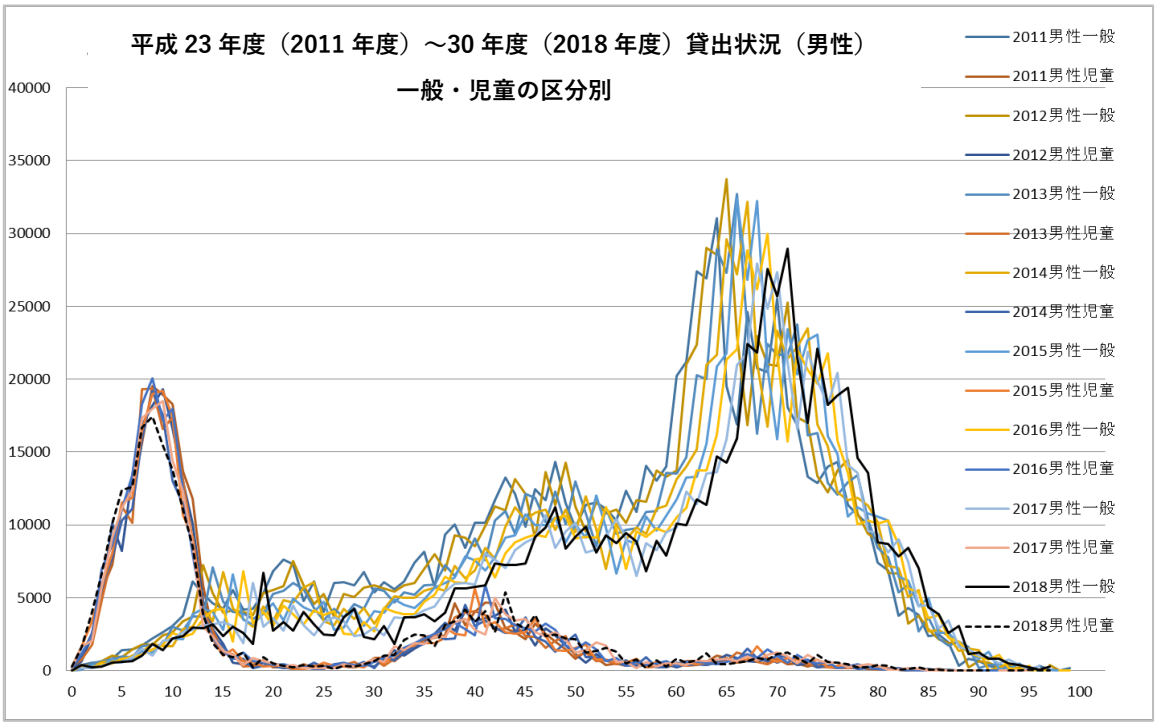

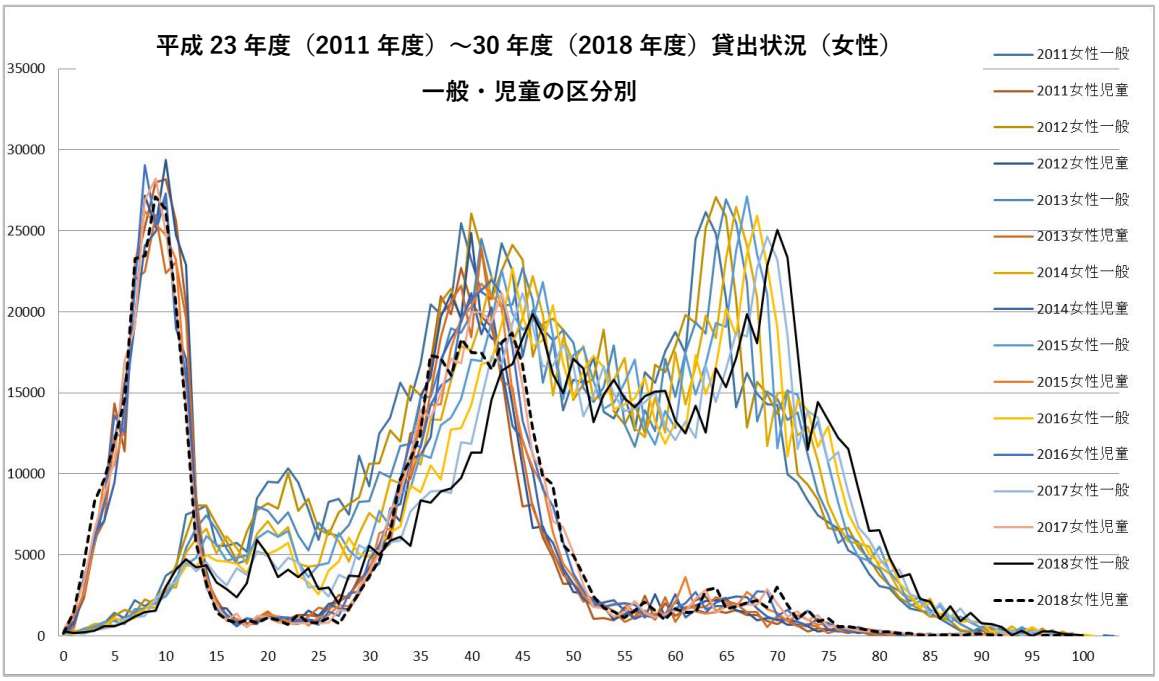

市民一人あたりの貸出数（年間の総貸出数を住民基本台帳上の人口で除した値）は、減少傾向にあります。その原因については、近年のスマートフォンの普及や読書離れなどが影響していることが推測されます。

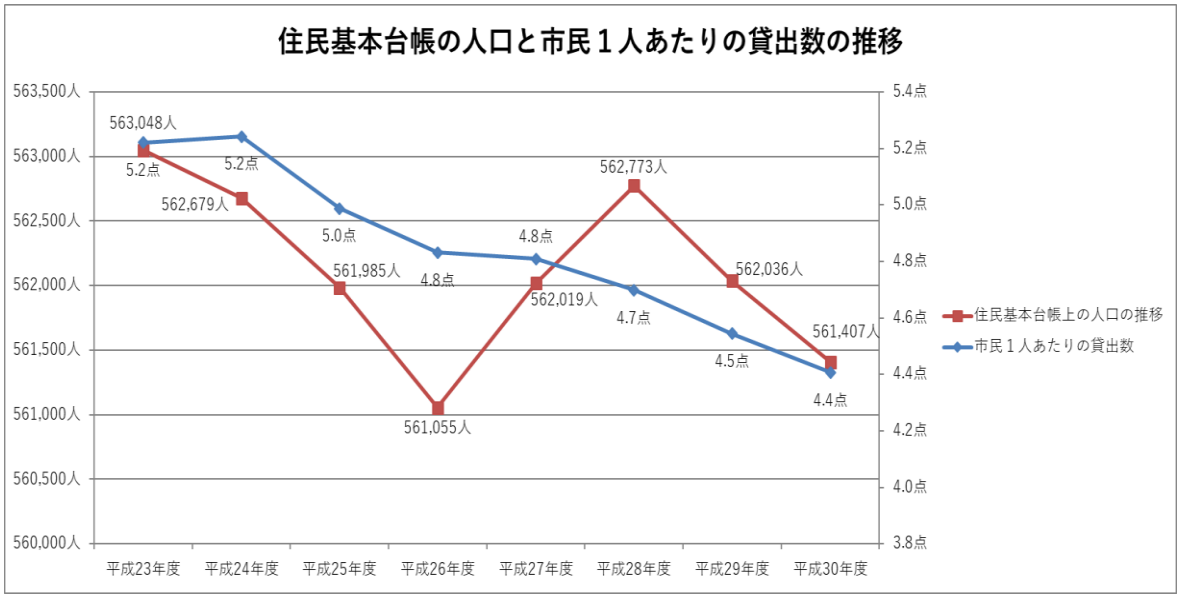

（4）図書館の利用に支援が必要な市民の状況

八王子市の人口推移と推計によると（推移は国勢調査から。推計は「八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略平成 30 年改定版」より）、令和２年度（2020 年度）以降も 65 歳以上人口の増加が見込まれています。

こうした中で、人生 100 年時代を見据え、社会人や社会人未経験者の「学び直し」（リカレント教育*）が重要となってきます。また、市中央図書館で「調べる学習」を中心に活動している高齢者のグループである「八王子千人塾塾生の会*」など、高齢者のいきがいづくりや趣味・教養のための学びの場や地域の情報拠点としての役割がこれまで以上に期待されています。

年齢構成の推計

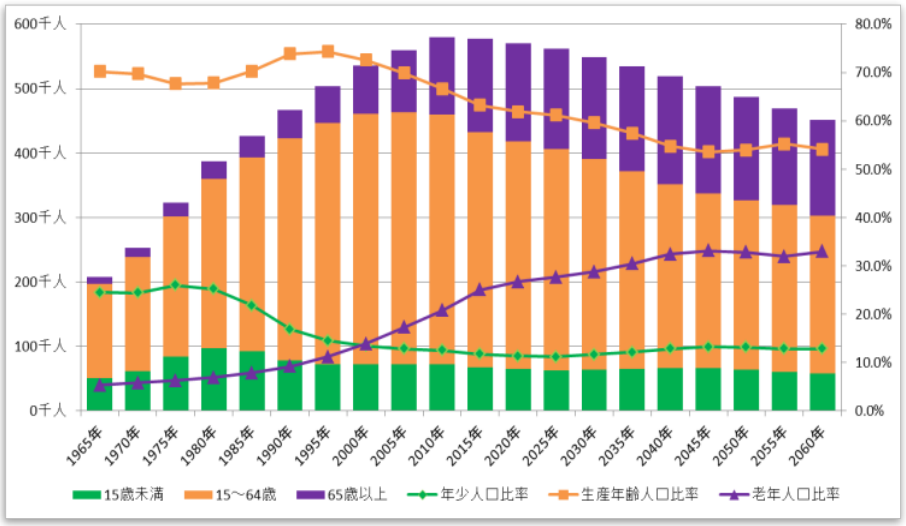

▲が 65 歳以上人口

超高齢社会の進展に伴い、加齢による身体機能の低下などにより図書館に通うことができない高齢者へのサービスや、認知症予防や認知症高齢者支援のための図書館の活用などが求められています。

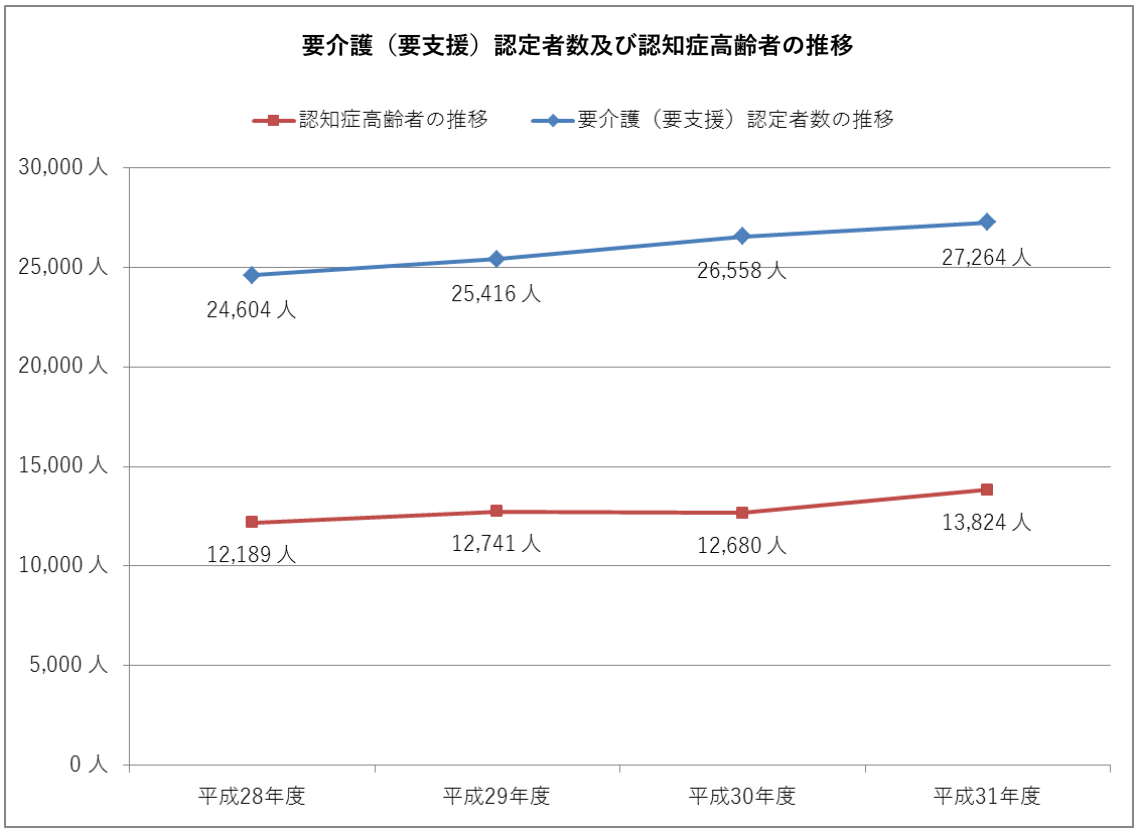

本市の外国人市民は、年々増加しており、多文化サービスの重要性も高まっています。

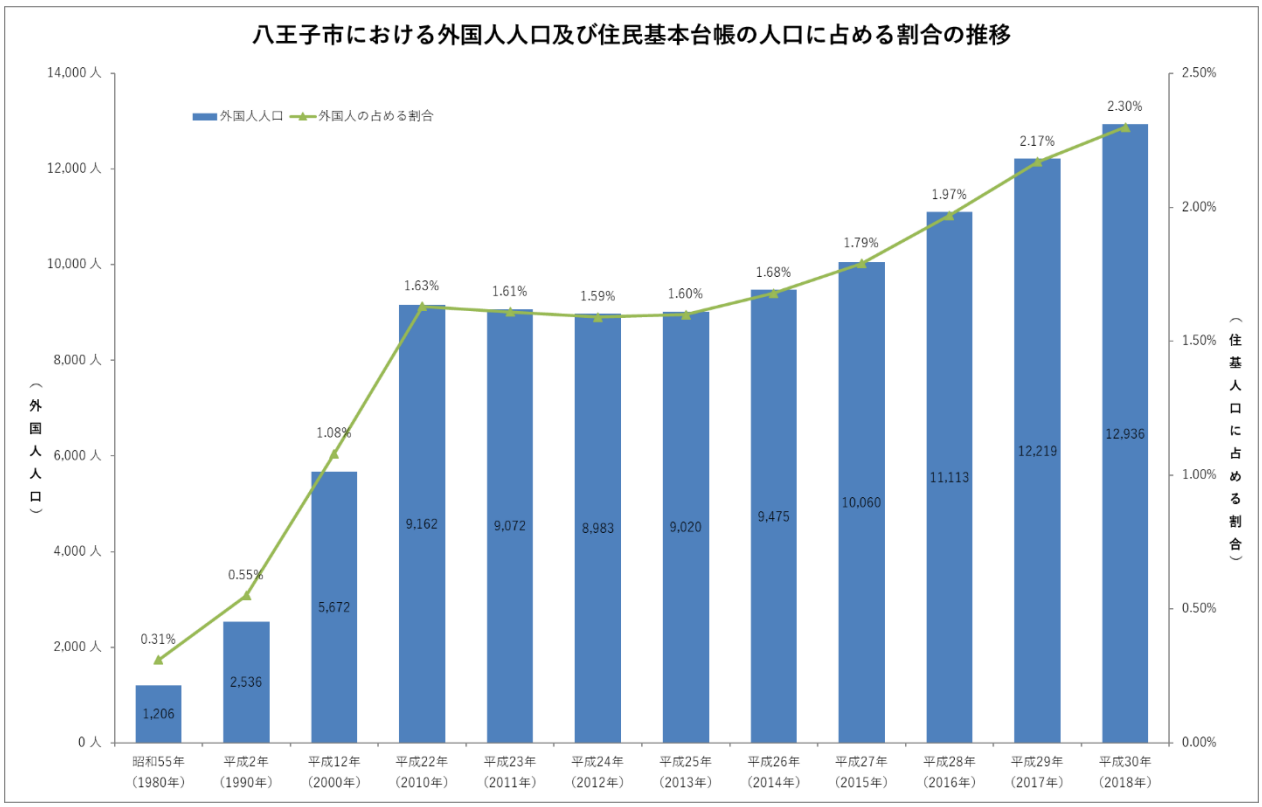

３　読書活動を取り巻く課題

第３次計画の取組・成果、社会情勢等の変化をもとに、生涯学習審議会からの「八王子市の生涯学習の振興方策について（答申）」（平成 31 年（2019 年）３月）を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

（１）すべての世代に対する切れ目ない読書活動の支援や人生 100 年時代における「学び直し」を支える取組が必要です。

- ブックスタート事業や３歳児健診時の読み聞かせなどの取組を切れ目なく実施する必要があります。
- 高校生の不読率の改善を目指した取組が求められています。
- 子育て世代や勤労世代など社会人における図書館の利用促進のための取組が求められています。
- 社会人や高齢者の学び直しを支えるための取組が求められています。

（２）図書館が、地域の情報拠点として、様々な関係団体と連携し、人と人をつなぐ場として機能することが求められています。

- 市民の課題解決や地域課題の解決に役立つ情報提供が求められています。
- 読書を通じたコミュニケーションにより、人と人とのつながりを創出し、地域コミュニティの活性化に寄与することが求められています。

（３）市域の広い本市において、身近で読書に親しめる環境の整備が求められています。

- 身近に図書館がない地域への対応が求められています。
- 図書館に通わなくても読書ができる環境の整備が求められています。

（４）多様化する図書館ニーズへの対応の検討や、ユニバーサルデザインの視点に立った読書環境の整備が求められています。

- ゆったりと長時間過ごせる居心地の良い読書環境が求められています。
- 市民の学びを支える図書館としての機能が求められています。
- 図書館に通いたくても通えない市民への読書環境の整備が求められています。
- 視覚障害者等の読書環境の整備を推進する必要があります。
- 増加傾向にある外国人市民などに対する多文化サービスが求められています。

（５）読書のまち八王子を推進する上で、司書やボランティア等の充実が必要です。

- 地域の情報拠点を支えるレファレンス*機能の向上のため、司書の専門性の向上が求められています。
- 地域の読書活動を支えるボランティア等の読み聞かせのスキルの向上などが求められています。
- 学校図書館での読書活動を支える司書教諭・学校司書・学校図書館ボランティアのスキルの向上などが求められています。

（６）読書のまち八王子を推進する上で、効果的な情報発信が必要です。

- 読書のまち八王子を推進するため、図書館サービスや図書館関係団体の取組などの情報を市民に届け、市民の利用の促進を図ることが求められています。

Ⅲ　本計画の目指す姿

６つの課題を解決するため、以下の、基本指針、３つの基本方針及び共通方針のもと、施策を展開していきます。

１　基本指針

「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめるまち八王子

読書は、子どもにとって、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。また、人生 100 年時代においては、すべての人が、生涯を通じて、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められています。

人口減少や高齢化が進む中、公共図書館は、子どもからお年寄りまで幅広い世代が長年にわたって最も利用する公共施設の一つとなっており、市民の生涯にわたる読書活動を支援する中核となる施設です。

本計画では、図書館を中心として、家庭、地域、市民・市民団体、事業者、教育機関、行政などが連携した取組を進め、「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめる環境を整備するとともに、全ての市民の読書活動を切れ目なく支援し、市民が、生涯にわたって、“読書”を楽しめる、知的好奇心あふれるまちをめざします。

また、本計画では、図書館が地域の情報拠点としての市民の“学び”の場を提供し、様々な世代の交流を促すことで、人と人とのつながりを深め、市民の生活課題や地域課題の解決を“学び”の視点から支えていきます。

本市は、以上の基本指針の実現に向けて、次の３つの基本方針及び共通方針により取組を進めます。

２　基本方針

①　すべての世代への切れ目ない読書活動支援

乳幼児から高齢者まで、すべての世代が、生涯にわたって、読書を楽しみ、読書を通して学び、心豊かな人生を送れるよう、発達段階や多様な生活スタイルに応じた、自主的な読書活動を支援するとともに、グループでの読書活動や多世代の交流を促す読書活動を支援していきます。

②　つながりによるサービスの展開

図書館と市民、様々な関係団体との連携による取組を通して、市民の学びの場や地域の情報拠点としての機能を充実し、地域コミュニティの活性化に寄与します。

③　だれもが快適に読書に親しめる環境の整備

多様化する図書館ニーズに対応するため、利用者目線での身近な読書環境の整備を図るとともに、ユニバーサルデザインの考えに基づき、図書館の利用に障害のある方への読書環境の整備を図ります。

３　共通方針：計画の基盤づくり

３つの基本方針を支える、共通の計画の基盤として、施策を展開します。

（１）読書のまち八王子を支える人材の育成

図書館司書の専門性の向上を図り、図書館のレファレンス機能を高めるとともに、地域で読書活動を実践・支援する人々や地域の読書活動を支えるボランティアのスキルアップを図り、読書のまち八王子を支える人材の育成を行います。

（２）効果的な情報発信

図書館の利用案内にとどまらず、読書のまち八王子を推進するための様々な施策や読書に関する情報を、多様な媒体を通じて、市民に広く発信していきます。

4　計画の体系

基本指針	基本方針	施策の方向性	主な取組
「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめるまち八王子	① すべての世代への 切れ目ない 読書活動支援	1　乳幼児	絵本の充実 ブックスタート事業 読み聞かせ おはなし会 ぶっくぱっく事業［新規］
		2　小・中学生	朝読書・家読（うちどく）の実施 ブックトーク、アニマシオン、ビブリオバトルの開催 一日図書館員、職場体験 おはなし会 学校図書館連携事業 学習指導要領の改訂に対応した資料の充実 調べる学習体験講座、調べる学習コンクールの実施 「図書コラボ給食」の実施
		3　高校生	高校生の読書環境の調査・研究 高校生の読書への関心を高める取組の実施
		4　大学生等	インターンシップの受入 ボランティアの育成
		5　社会人	子育て世代への読書案内、イベント等情報提供 勤労世代への学び直し支援、パスファインダー 大人向け図書館体験［新規］ 大人向けブックトーク［新規］ 大人向けぶっくぱっく事業［新規］
		6　高齢者	八王子千人塾 朗読会
	② つながりによる サービスの展開	7　学びの場・地域の情報拠点としての機能の充実	情報リテラシー教育の推進［新規］ 調べ学習の場としての活用 行政資料・郷土資料の収集及びデジタルアーカイブ化 「八王子駅南口集いの拠点」での郷土史学習支援の検討 資格取得や創業等経営に関する資料等の情報提供
		8　図書館と関係のある団体などとの連携による読書のまちづくり	地区図書室（住民協議会）や八王子子ども文庫連絡協議会との連携 地域の書店・出版社との連携 イベントへの参加や出展を通じた商店会との連携 保育園・幼稚園との連携 高校との連携 大学等との連携 小・中学校ＰＴＡとの連携
		9　行政連携の拡充	行政連携テーマ展示の実施 情報発信の協力
	③ だれもが快適に 読書に親しめる 環境の整備	10　利用者目線での身近な読書環境の整備	地区図書室の図書館化 施設の老朽化対策 「八王子駅南口集いの拠点」での憩いライブラリの実現に向けた調査・研究 ＩＣＴの活用（学校図書館システムの活用、ICタグ導入の研究） 郵送やオンラインでの図書館利用者カード交付の検討［新規］ 「図書館コンシェルジュサービス」の実施［新規］ 図書館の利用方法・情報の探し方講座の開催 電子書籍や音楽配信サービスなど非来館型サービスの拡充 参加型のイベントの実施
		11　高齢者サービスの展開	高齢者施設への出張図書館・団体貸出の充実 幸齢者サロンの共催 図書の宅配サービスの拡充
		12　障害者サービスの展開	デイジー図書・電子書籍など障害者向け資料の充実 活字文書の読上げや文字の拡大に必要な日常生活用具の給付 対面朗読 点字資料の作成 手話しゅわおはなし会 職員への研修の実施 「福祉のしおり」への掲載など事業の周知
		13　多文化サービスの展開	多言語資料の充実 日本語学習のための資料の充実 学習指導要領の改訂に対応した絵本や児童書の外国語資料の充実 日本人市民が国際理解を深めるためのテーマ展示等の充実
	共通方針：計画の基盤づくり		主な取組
	読書のまち八王子を支える人材の育成		図書館司書の研修の充実 出前講座の実施 ボランティアに対する研修や講座の実施 読み聞かせボランティア等の仲介
	効果的な情報発信		対象や情報媒体を考慮した情報発信 イベント等を通じた情報発信

世代を通じた図書館での読書・体験活動

Ⅳ　施策の展開

本計画で掲げた３つの基本方針に沿って、施策を展開していきます。

基本方針 1　すべての世代への切れ目ない読書活動支援

乳幼児から高齢者まで、すべての世代が、生涯にわたって、読書を楽しみ、読書を通して学び、心豊かな人生を送れるよう、発達段階や多様な生活スタイルに応じた、自主的な読書活動を支援するとともに、グループでの読書活動や多世代の交流を促す読書活動を支援していきます。

【主な課題】

- 第３次読書のまち八王子推進計画では、乳幼児期からの成長過程における読書習慣の定着が重要であることを踏まえ、市内３か所にある保健福祉センターで行っている３～４か月児健診でのブックスタート事業や３歳児健診時の読み聞かせ、市図書館のほか身近な地域における保育園・幼稚園・学童保育所・児童館・放課後子ども教室などでの読み聞かせなどにより読書活動を推進し、個々の取組について、一定の評価は受けているところです。しかし、取組ごとの連携が十分といえる状況ではありません。
- 国の第四次計画では、小学生と中学生の不読率について、「中長期的には改善傾向にある」とされています。本市では、小・中学校での朝読書の活動や学校司書の配置による読書活動等により、10 歳前後の図書館の利用率は年々上がってきていますが、小学校高学年から図書館の利用率は下がる傾向にあり、読書から離れていることが推測されます。
- 国の第四次計画では、高校生の不読率の高さが課題とされており、その要因分析では、「中学生までに読書習慣が形成されていない者と、高校生になって読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別され」、前者については、中学生までの読書習慣の形成が重要だと考えられています。
- 本市における高校生の読書環境については、図書館における実利用者数を年齢別に見ると、人口に占める高校生の利用割合が低いことまでは把握しているものの、高校生の不読率の実態の把握については十分とは言えない状況です。
- 本市図書館の実利用者数を年齢別に見ると、20 歳代中盤～30 歳代前半、50 歳代～60 歳代前半の実利用者数が他の世代に比べて少なくなっており、高齢者（65 歳以上）については、75 歳以上の実利用者数が少なくなっています。

施策の方向性

1． 乳幼児[1]

子どもが本を楽しみ、興味を示すうえで、親の読書への関心を高める取組が重要です。絵本の読み聞かせは、子どもの感性を豊かにする効果があることを周知し、家庭での親子の読書活動を進めていきます。

また、ブックスタート事業や読み聞かせなど発達段階に応じた切れ目ない読書活動支援により、読書習慣の形成を図ります。

主な取組

- 絵本の充実
- ブックスタート事業
- 読み聞かせ
- おはなし会
- ぶっくぱっく事業*

【関連所管】保健福祉センター・子ども家庭支援センター・子どものしあわせ課・
保育幼稚園課・児童青少年課・図書館

ぴよぴよえほんのじかん（左）
ブックスタート（右）

[1] 児童福祉法及び母子保健法上の乳児、幼児を指し、乳児とは、1 歳未満の者、幼児とは、1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2.　小・中学生

学校教育支援のため司書教諭と学校司書との連携を深め、学校図書館を活用した読書活動や調べる学習のさらなる充実を図っていきます。

また、平成 31 年度（2019 年度）から運用を始めた学校図書館システムを着実に運用することで、学校図書館の選書に活かすなど、学校図書館システムを活用した取組を、市図書館とも連携しながら、進めていきます。

さらに、学習指導要領の改訂を踏まえ、これまでの取組の中に、ブックトーク*やアニマシオン*など対話を交えた読書活動を取り入れるなど、主体的・対話的で深い学びにつながるよう工夫するとともに、蔵書の充実や職場体験などの取組を通して、「体験活動の充実」や「外国語教育の充実」、「伝統や文化に関する教育の充実」を図っていきます。

主な取組

- 朝読書*・家読（うちどく）*の実施
- ブックトーク、アニマシオン、ビブリオバトル*の開催
- 一日図書館員、職場体験
- おはなし会
- 学校図書館連携事業*
- 学習指導要領の改訂に対応した絵本や児童書の外国語資料、地域の歴史や魅力を学べる資料の充実
- 調べる学習体験講座*、調べる学習コンクール*の実施
- 「図書コラボ給食*」の実施

【関連所管】児童青少年課・保健給食課・教育支援課・指導課・生涯学習政策課・図書館

小学生対象の一日図書館員

3. 高校生

国の第四次計画では、高校生の不読率が上昇する傾向にあることがうかがえますが、本市の高校生の不読率については、実態の把握が十分とは言えない状況です。本計画では、高校生の不読率の実態を把握するため、高校生を対象とする読書環境の調査・研究を進めていくとともに、高校生の読書への関心を高めるための効果的な取組を実施していきます。

主な取組

- 高校生の読書環境の調査・研究
- 高校生の読書への関心を高める取組の実施
  （例：ビブリオバトル、一日図書館員、POP*製作、学校図書館と連携した選書体験）

【関連所管】図書館

4. 大学生等[2]

本市の市域には、21 の大学・短期大学・高等専門学校があり、約９万５千人の学生が学んでいる全国でも有数の学園都市です。この特色を活かした取組を進めていきます。

主な取組

- インターンシップ*の受入
- ボランティアの育成

【関連所管】学園都市文化課・図書館

[2] 大学・短期大学・高等専門学校

5. 社会人[3]

勤労世代や子育て世代など、各ライフステージのニーズを的確に捉え、それぞれに応じた読書活動の支援を行い、読書に親しむ層を広げていきます。

主な取組

- 子育て世代への読書支援（おすすめ図書リスト、イベント等情報提供）
- 勤労世代への読書支援（学び直し支援、パスファインダー*）
- 大人向け図書館体験
- 大人向けブックトーク
- 大人向けぶっくぱっく事業

【関連所管】保育幼稚園課・児童青少年課・企業支援課・図書館

6. 高齢者[4]

調査・研究などの学習意欲の高い高齢者への対応や大活字本や電子書籍など高齢者のアクセシビリティにも配慮した資料の収集などの取組を通じて、高齢者にも読書に親しめる環境を整備していきます。

主な取組

- 八王子千人塾
- 朗読会

【関連所管】高齢者いきいき課・障害者福祉課・図書館

八王子千人塾（左）
朗読会（右）

[3] ここでは、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）から、高校生・大学生等を除く者を指す。
[4] 65 歳以上の者を指す。

基本方針 2

つながりによるサービスの展開

図書館と市民、様々な関係団体との多様な連携による取組を通して、市民の学びの場や地域の情報拠点としての機能を充実し、地域コミュニティの活性化に寄与します。

【主な課題】

- 平成 31 年（2019 年）3月「八王子市の生涯学習の振興方策について」（生涯学習審議会答申）では、図書館について、従来の「楽しみ・娯楽のための読書の環境を提供すること」に加え、「人生１００年時代を見据えた『学びなおし』など生涯学習の場」となることを期待されています。
- 「読書のまち八王子推進連絡会議」においては、今後図書館に求められる役割として、「地域の情報拠点」「市民同士の交流やつながりを生む場」といった意見があり、図書館に新たな役割が求められています。
- 読書環境への多様なニーズに応えていくためには、関係機関や読書活動に関わる団体、関係所管とのさらなる連携が求められています。

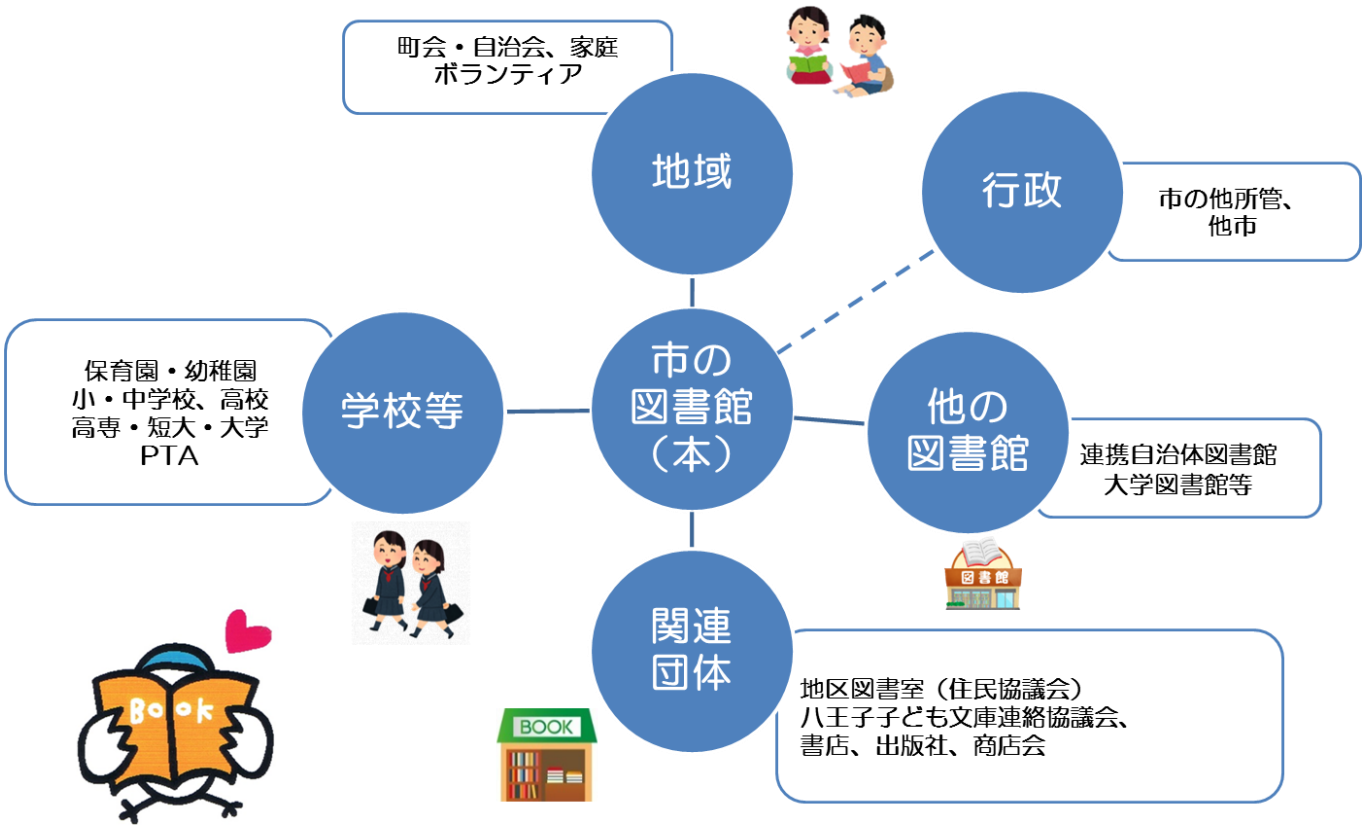

施策の方向性

7.　学びの場・地域の情報拠点としての機能の充実

「学びたい」や「気になる」、「やってみたい」など、市民ひとりひとりの好奇心や学習意欲に応えます。人生 100 年時代を迎え、生涯にわたる学習や能力向上が必要となるなかで、自らの人生の中での学び直しや、資格取得を試みる方への学びの場として、また創業等へ関心のある方への情報提供など、より良い環境の提供を目指します。そして学びを社会や地域に還元する「地域の情報拠点」としての機能を充実させていきます。

主な取組

- 資料の活用や情報検索など図書館利用法、情報の探し方講座など（情報リテラシー＊教育）の推進
- 調べ学習の場としての活用（生涯学習講座や市内街歩きイベントとの連携など）
- 行政資料・郷土資料の収集及びデジタルアーカイブ化＊
- 「八王子駅南口集いの拠点」での郷土史学習支援の検討
- 資格取得や創業等経営に関する資料等の情報提供

【関連所管】　企業支援課・学習支援課・生涯学習政策課・文化財課・図書館

コラム》》　つながりを生み出す「学びの場」としての図書館

京都府図書館司書を中心とした自己学習グループ「ししょまろはん」では、京都が出てくる小説・漫画等のデータを集め、オープンデータ＊として公開しています。書誌情報に加え、作品に登場するスポットの位置データ、おすすめ度や内容紹介をあわせて掲載。データ数は現在約 400 件にのぼっています。

「京都府民だけでなく県外の方にも楽しんでいただけたら」という思いをこめて作られたオープンデータ。公開後、スマホ用観光アプリのコンテンツに登録されるなど、データ活用は広がりをみせています。

ほかにも「ししょまろはん」では、参加者が歴史・観光スポットをまち歩きして Wikipedia や OpenStreetMap の編集を行うイベント「まち歩きオープンデータソン」に協力してきました。

地域情報の収集や郷土資料の活用など、まちの情報拠点としても活動を広げる現在の図書館。地域や学校、事業者など様々な団体と連携して、既存の文化・観光資源に新たな価値を加えたり、ひとのつながりを生み出す取り組みに注目が集まっています。人生１００年時代を迎えた今、市民ひとりひとりのニーズに応えられる「学びの場」としての図書館が求められています。

京都が出てくる本のデータ

オープンデータソンの様子

８．　図書館と関係のある団体などとの連携による読書のまちづくり

地域の商店会のイベントに参加するなど、市民、地域の書店・商店会、大学など図書館と関係のある企業や団体との連携を通して、本や読書の魅力を発信します。また、地区図書室への団体貸出など、図書館の情報拠点としての機能を強化するほか、本や読書を媒介とした市民のコミュニケーションの場を提供することで、市民同士や地域のつながりを創出し、地域コミュニティの活性化に寄与します。

主な取組

- 地区図書室（住民協議会*）や八王子子ども文庫連絡協議会*との連携（団体貸出）
- 地域の書店・出版社との連携（共同テーマ展示、イベントの実施、情報発信の連携など）
- 商店会との連携（イベントへの協力・参加や出展）
- 保育園・幼稚園との連携
- 高校との連携
- 大学等との連携
- 小・中学校ＰＴＡとの連携

【関連所管】協働推進課・学園都市文化課・保育幼稚園課・産業政策課・図書館

９．　行政連携の拡充

図書館の情報拠点機能を活かしたテーマ展示などを通じて、市民が行政課題や行政サービスへ関心を持つきっかけにするとともに、行政サービスの利用の拡大・促進に努めます。

また、認知症のテーマ展示と併せて、図書館の会議スペースなどを活用して認知症サポーター養成講座を実施するなど、関連する事業を組み合わせることで、相乗効果を意識した取組を行っていきます。

主な取組

- 各所管と連携したテーマ展示の実施
- 情報発信の協力（各所管と図書館とで相互に）

【関連所管】図書館

基本方針 3 だれもが快適に読書に親しめる環境の整備

多様化する図書館ニーズに対応するため、利用者目線での身近な読書環境の整備を図るとともに、ユニバーサルデザインの考えに基づき、図書館の利用に障害のある方への読書環境の整備を図ります。

【主な課題】

- 市域の広い本市においては、これまでも身近な読書環境を整備するため、地区図書室の図書館化やブックポストの整備・郵便局との包括連携事業などの取組を進めてきました。一方で、本市の調査[5]によれば、図書館を利用しない理由のうち、「図書館まで遠いから」が３割となっており、身近な場所に図書館がない地域が存在しています。
- 現在中央図書館は、建設から 34 年が経っており老朽化が進んでいます。また、本市の本館・分館の４館において、蔵書量が、所蔵可能数を上回っており、書庫の狭隘(きょうあい)化が課題となっています。さらに、障害者等への合理的な配慮の観点から、ユニバーサルデザインに基づく施設整備が求められています。
- 近年、図書館に対する市民ニーズは多様化しており、特に、最近の公立図書館では、サードプレイス*として、学びの場としての自習スペース、乳幼児などを連れた保護者が周囲に気兼ねなく利用できるスペース、居心地の良いカフェスペースなどを整備する事例が散見されています。本市においても、主に中高生は自習室として、高齢者世代は書斎代わりに、滞在できる居心地の良い場所として、図書館を利用するケースが増えてくるなど、新たな図書館へのニーズが高まっています。
- 第３次読書のまち八王子推進計画において、平成 30 年度（2018 年度）に、図書館システムの更新と電子書籍の導入を実施しました。また、平成 31 年度（2019 年度）に、市立小・中学校で学校図書館システムが稼働し、今後、新たなシステムの活用段階に入ってきています。さらに、超スマート社会（Society5.0*）の実現に向けて人口知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進み、市民を取り巻く読書環境も急速に変化していくことが予想されます。
- 本市の調査では、１年間で図書館を利用していない市民が、７割近くを占めており、多くの市民が図書館を利用していないことが課題となっています。利用手続きの簡略化や非来館型サービスの充実などの利便性の向上や、普段図書館を利用していない方に興味を持ってもらえるイベントなどの取組が必要です。

[5] 市政世論調査報告書（第 50 回）平成 30 年（2018 年）10 月

- 本市においても、超高齢化により、介護を受ける高齢者や認知症高齢者が増加することが予測されており、図書館に通いたくても通えない高齢者や認知症高齢者など、読書に支援が必要な高齢者への取組が重要となってきています。
- 国は、障害者への差別を解消するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年（2016 年）４月１日施行）を定め、障害者への不当な差別を禁止するとともに、障害者に対する合理的な配慮に努めることを法的に義務づけています。また、障害者における読書環境については、「読書バリアフリー法」（令和元年（2019 年）６月 28 日）が公布・施行されました。この点、本市においては、国に先立ち「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」（平成 23 年（2011 年）12 月 15 日）を定め、障害者への合理的な配慮に努めています。障害者における読書活動の推進においても、宅配サービスや音訳資料・点字資料の作成など本条例に基づき取組を進めていますが、さらなる資料の充実やサービスの展開が求められています。
- 本市の外国人市民は、年々増加しており、利用案内等の多言語化や多言語図書の充実など、外国人利用者にとって利用しやすく親しみやすい図書館の整備が必要となっています。

コラム》》　八王子の学生が開発した 印字と点字の自動相互翻訳システム「てんどっく」

「てんどっく」は、印刷された一般の文字（墨字）を点字に、点字を文字に自動変換する翻訳するシステムです。本市にある国立東京工業高等専門学校の学生チームが開発しました。

視覚障害者の方は、市や学校等からのお便り、チラシや請求書など、日々多くの書類に接する中で、内容が分からずに苦労をする場面が少なくありません。

そんな視覚障害者の悩みを聞いた学生が、IT 技術で視覚障害者の役に立ちたい、という思いで開発したものです。

また、「てんどっく」は全国高専プログラミングコンテストでも最優秀賞・文部科学大臣賞を受賞するなど、高く評価されました。

視覚障害者が情報を得るためのツールが少しでも増えていくことが期待されます。

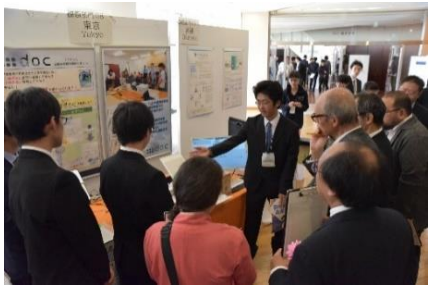

施策の方向性

１０．　利用者目線での身近な読書環境の整備

わかりやすい利用案内の作成やレファレンス機能の向上、老朽化した施設の改修や居心地の良い空間の創出、大人が楽しめるイベントなどの取組により、図書館の価値や魅力を発信し、図書館を頻繁に利用していなかった方や今まで図書館を利用したことがなかった方でも、気軽に図書館を利用し、読書に親しめる環境を整備していきます。

また、電子書籍の拡充、地区図書室の図書館化や郵便局との包括連携事業などの取組により、読書の利便性を高め、忙しくて頻繁に図書館に来ることができない方でも、身近で気軽に読書に親しめる環境を整備します。

主な取組

- 地区図書室の図書館化
- 施設の老朽化対策
- 「八王子駅南口集いの拠点」での憩いライブラリの実現に向けた調査・研究
- ＩＣＴ*の活用（学校図書館システムの活用、ＩＣタグ*導入に向けた研究など）
- 郵送やオンラインでの図書館利用者カード交付の検討
- 「図書館コンシェルジュサービス*」の実施
- 図書館の利用方法・情報の探し方講座の開催
- 電子書籍や音楽配信サービスなど非来館型サービスの拡充
- 家族・友人等と一緒に来館して楽しめる参加型のイベントの実施（自分のお気に入りの本の装備や修理の体験講座、ブックトーク、ビブリオバトル、大人の図書館探検隊等）

【関連所管】都市総務課・図書館

１１． 高齢者サービスの展開

高齢者施設への出張図書館や団体貸出、図書の宅配サービスなどの取組により、図書館に通いたくても通えない方でも、読書に親しめる環境を整備します。また、幸齢者サロンなどの取組を通じて、認知症高齢者や家族などに、安心して読書に親しみ、心豊かな時間を過ごしていただける環境を整備していきます。

主な取組

- 高齢者施設への出張図書館・団体貸出
- 幸齢者サロンの共催
- 図書の宅配サービスの拡充

【関連所管】高齢者福祉課・図書館

八王子ケアラーズカフェわたぼうし
が図書館に出張する「幸齢者サロン」

１２．　障害者サービスの展開

読書バリアフリー法の公布・施行など、国の動向も踏まえ、デイジー図書や電子書籍など、目が不自由な方や重度障害のため図書館に通うことができない方でも利用できる資料の充実やユニバーサルデザインの考えに基づく施設の改修などを通して、様々な障害のある方の読書活動を支援するとともに、気軽に読書に親しめる環境を整備していきます。

また、研修等を通して職員の障害者への理解を深め、ディスレクシア*など外見では分かりにくい障害のある方へのサポートにも配慮をしていきます。

主な取組

- 障害者向け資料の充実（デイジー図書*・電子書籍など）
- 活字文書の読上げや文字の拡大に必要な日常生活用具の給付
- 対面朗読
- 点字資料の作成
- 手話しゅわおはなし会
- 職員への研修の実施
- 「福祉のしおり」への掲載など、関連所管との連携による事業の周知

【関連所管】障害者福祉課・図書館

中央図書館での手話しゅわおはなし会

１３． 多文化サービスの展開

行政情報や生活に必要な情報の多言語化や日本語学習のための資料の充実などの取組により、日本語がわからない外国人市民への情報提供を進めていきます。

また、図書館利用案内を多言語でホームページに掲載するなどの取組により、外国人市民の図書館の利用を促進します。

さらに、日本や八王子の郷土・歴史・文化を学ぶことができる外国語資料の充実などの取組により、外国人市民の学ぶ場を提供していきます。

学習指導要領の改訂により小学校で英語の授業が本格的に始まることから、児童が親しみやすい外国語絵本や児童向けの外国語資料の充実により、英語を学び始める児童を支援していきます。

そして、多文化共生への理解を深める手助けとなる資料の充実やテーマ展示などの取組を通して、日本人市民の多文化共生意識の醸成を図ります。

主な取組

- 多言語資料の充実
- 日本語学習のための資料の充実
- 学習指導要領の改訂に対応した絵本や児童書の外国語資料の充実
- 市民だれもが国際理解を深めるためのテーマ展示等の実施

【関連所管】多文化共生推進課・指導課・図書館

国際理解を深めるためのテーマ展示

共通方針

計画の基盤づくり

【主な課題】

- 読書のまち八王子の実現のために、これまで、図書館司書や、学校司書、各種ボランティアや読書活動に関わる団体などが連携し、取組を進めてきました。更に読書活動を推進するためには、ボランティアなど読書活動に関わる人材の更なる育成やレファレンス機能を高めるための司書の専門性の向上が必要です。
- 図書館ではこれまで多くの事業を実施してきましたが、各取組が市民に十分に周知されているとは言えませんでした。そこで、これまでの情報発信のあり方を見直し、市民に情報が届くよう効果的な情報発信を行う必要があります。

読み聞かせや本の修理で活躍する
ボランティアの皆さん

１．読書のまち八王子を支える人材の育成

図書館司書に多様な研修の機会を確保することで、図書館司書の専門性の向上を図り、必要な情報を的確に提供するためのレファレンス機能を高めていきます。

また、出前講座などの取組により、図書館以外で読み聞かせなどを実施している人々のスキルの向上を図り、地域の読書活動を推進していきます。

図書館ボランティアや学校図書館ボランティアに対する研修や講座を通して、スキルの向上を図ります。

子育て支援施設に読み聞かせのできるボランティアを仲介するなど、ボランティア活動の場を広げる取組を進めていきます。

主な取組

- 図書館司書の研修の充実
- 出前講座の実施
- ボランティアに対する研修や講座の実施
- 読み聞かせボランティア等の仲介

【関連所管】指導課・図書館

２．効果的な情報発信

SNS*を利用した情報発信など、対象に応じて情報媒体やデザインなどを工夫し、効果的な情報発信を行います。

また、地域や商店会のイベントなど、市民の多くが利用するイベントへの参加を通して、読書の楽しさや図書館事業を広く市民に PR していきます。

主な取組

- 対象や情報媒体を考慮した情報発信
- イベント等を通じた情報発信

【関連所管】図書館

Ⅴ　計画の推進

１　計画の推進体制

本計画の着実な推進を図るため、図書館を中心として、市民、地区図書室、学校、行政等が連携して、各事業や具体的な取組を推進していきます。

２　計画の進行管理

本計画が円滑に実施され、下記の目標が達成できるように、各事業について、その取組実績を把握し、評価を行う（PDCA サイクル）とともに、教育委員会の附属機関である「生涯学習審議会」や懇談会である「読書のまち八王子推進連絡会議」にて、報告、意見聴取を行い、効果的な推進を図ります。

３　指標

指標名	平成 30 年度 （2018 年度） 現状値	令和６年度 （2024 年度） 目標
図書館の実利用者率※1	10.6%	計画に掲載した様々な取組を通じて、利用登録者の過去５年間の平均割合（24.0%）を維持しつつ、図書館の実利用者率を高めます。
市民１人あたりの貸出数※2	4.4 点	計画に掲載した様々な取組を通じて、利用登録者の過去５年間の平均割合（24.0%）を維持しつつ、市民一人あたりの貸出数を増やします。

※1　読書に親しめる環境づくりが推進できているかをはかる指標であり、市の住基人口に占める図書館の実利用者数（年内に１回以上図書館資料を借りたことのある利用者の数）の割合です。

※2　図書館の実利用者率を補完する指標であり、図書館資料の貸出総数を市の住基人口で除した値です。

持続可能な開発目標（SDGｓ）との関係

SDGs（Sustainable Development Goals）は、経済・社会・環境の３つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成 27 年（2015 年）９月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられています。

この SDGs は、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、令和 12 年（2030 年）までに持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々が SDGs を理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

国では、平成 28 年（2016 年）に内閣に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画等に SDGs の要素を最大限反映することを奨励しています。

本市においては、基本構想・基本計画「八王子ビジョン 2022」における基本理念「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」と SDGs に掲げる持続可能な社会の実現の方向性が同一であることから、基本計画に定めた 49 の施策を着実に実行することで、17 のゴールの達成へ貢献していきます。

本計画では、基本指針を「『いつでも、どこでも、だれでも』読書に親しめるまち八王子」としており、SDGs の 17 のゴールのうち特に関連が深い「４　質の高い教育をみんなに」の達成に貢献しています。

資　料　編

資　料　目　次

資料１　国の関係 [資 1]

① 子どもの読書活動の推進に関する法律
② 第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要
③ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（通称「読書バリアフリー法」）

資料２　読書のまち八王子推進構想 [資 9]

資料３　生涯学習審議会関係 [資 10]

① 八王子市生涯学習審議会条例
② 同　委員名簿
③ 同　審議会審議経過
④ 八王子市の生涯学習の振興方策について（諮問）
⑤ 同（答申）抜粋

資料４　読書のまち八王子推進連絡会議関係 [資 19]

① 読書のまち八王子推進連絡会議開催要綱
② 同　メンバー名簿
③ 同　会議審議経過
④ 第４次読書のまち八王子推進計画策定検討会設置要綱

資料５　図書館資料 [資 25]

① 分類別蔵書内訳（平成 26～30 年度）
② 有効登録者状況（平成 26～30 年度）
③ 年度別利用状況（平成 26～30 年度）
④ 実利用者数（率）及び市民一人あたりの貸出数（平成 26～30 年度）
⑤ リクエスト等サービス実施状況（平成 26～30 年度）
⑥ 平成 30 年度電子書籍の利用状況
⑦ 相互利用協定を締結した他市との相互利用状況（平成 26～30 年度）

資料６　市内等読書関連施設 [資 33]

① 地区図書室活動実施状況
② 学校図書館蔵書冊数及び市図書館と学校図書館の連携イメージ
③ 八王子市域の利用可能な大学図書館及び広域利用可能な他市図書館

資料７　図書館との関係団体 [資 36]

① 図書館ボランティアの登録状況
② ボランティア団体の紹介
③ 図書館関連団体の紹介

資料８　用語解説 [資 39]

資料１

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日　法律第154号

（目的）

第1条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条　子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するととも

に、公表しなければならない。

3　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2　子ども読書の日は、4月23日とする。

3　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

主な課題

- 小中学生の不読率※は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い
- いずれの世代においても第三次計画で目標とした進度での改善は図られていない

※不読率：１か月に一冊も本を読まない子供の割合

分析

① 中学生までの読書習慣の形成が不十分
② 高校生になり読書の関心度合いの低下
③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

計画改正の主なポイント

① 読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進
② 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実
③ 情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」推進のための主な方策

【ポイント】
① 発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成
② 友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

家庭

- 家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- 家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）
  - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート
  - ・子供を中心に家族で同じ本を読み、絆(きずな)の一層の深まりを目指す家読(うちどく）等

学校等

【幼稚園・保育所等】

- 幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

【小学校、中学校、高等学校等】

- 学習指導要領を踏まえた読書活動の推進
  - ・児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実（学校図書館の計画的な利活用）
  - ・障害のある子供の読書活動の促進
- 読書習慣の形成、読書の機会の確保
  - 全校一斉の読書活動、卒業までの読書目標の設定、子供による図書紹介　等
- 学校図書館の整備・充実
  - ・学校図書館図書整備等５か年計画の推進
  - ・学校図書館図書標準の達成
  - ・情報化の推進

・司書教諭、学校司書等の人的配置促進

地域

- 図書館資料、施設等の整備・充実
  移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実　等
- 図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施
  ・読み聞かせ会等の企画・実施
  ・インターネット等を活用した情報提供
- 司書・司書補の適切な配置・研修の充実
- 学校図書館やボランティア等との連携・協力
  ・学校図書館や地域の関係機関との連携
  ・ボランティア活動の促進
  ・地域学校協働活動における読書活動の推進

子供の読書への関心を高める取組

- 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組
  読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル） 等

民間団体の活動への支援

- 民間団体やボランティアの取組の周知
- 活動への助成（子どもゆめ基金）

普及啓発活動

- 「子ども読書の日」（4月 23 日）
- 「文字・活字文化の日」（10 月 27 日）
- 優れた取組の奨励（地方自治体・学校・図書館・民間団体・個人を表彰等）

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

令和元年6月28日　法律第49号

第1章　総則

（目的）

第1条　この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）第2条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2　この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3　この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第11条第2項及び第12条第2項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第3条　視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

①　視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

②　視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

③　視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第4条　国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条　地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第6条　政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章　基本計画等

（基本計画）

第7条　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

①　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

②　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

③　前2号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6　前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第8条　地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2　地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　地方公共団体は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4　前2項の規定は、第1項の計画の変更について準用する。

第3章　基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第9条　国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以

下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第10条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

①　点字図書館等から著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第2項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

②　視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第11条　国及び地方公共団体は、著作権法第37条第1項又は第3項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第18条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第12条　国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供

を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第13条　国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第14条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第15条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第16条　国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第17条　国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章　協議の場等

第18条　国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第10条第1号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

資料２

読書のまち八王子推進構想

うるおいとやすらぎを得る本に出会えるために
人と人が本を通じて学びあうために

１．目的

この構想は、「読書のまち八王子」の実現に向けて、子ども及び市民の読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その方向づけとなる基本的な指針を定めるものである。次代を担う子どもたちや生涯学習時代を生きる市民が自主的に読書に親しみ、日常生活の中に読書を取り戻して、豊かな人間性を育むことを目的とする。

２．基本的な指針

いつでも、どこでも、だれでも、自主的に読書活動を行うことができるよう市民・市民団体・事業者・教育機関・行政などが連携して環境の整備を図り積極的に読書活動を推進する。

３．子ども読書活動推進計画

子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「八王子市子ども読書活動推進計画」を策定する。

４．生涯読書活動推進計画

市民の生涯にわたる読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「八王子市生涯読書活動推進計画」を策定する。

５．計画の期間

計画は、平成１５年度から取り組み、５年ごとに見直しを行う。

６．「読書のまち八王子推進連絡会議」の設置

子ども読書活動推進計画及び生涯読書活動推進計画の事業を、総合的に推進するため、市民・市民団体・事業者・教育機関・行政などによる会議を設置する。

平成16年3月
八　王　子　市

資料３

八王子市生涯学習審議会条例

平成１９年3月２８日　条例第３２号

（設置）

第１条　市民の生涯学習の振興を図るため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定により、八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、八王子市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

（1）　生涯学習の振興に関する計画の立案に関すること。

（2）　生涯学習に関する施策及び事業の評価に関すること。

（3）　前２号に掲げるもののほか、生涯学習の振興に関すること。

（組織）

第３条　審議会は、教育委員会が委嘱する委員１６人以内をもって組織する。

２　審議会の委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第６条　審議会に、専門的事項を調査審議させるために必要があるときは、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（意見聴取）

第７条　審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、生涯学習スポーツ部において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１９年7月１日から施行する。

（八王子市社会教育委員の設置に関する条例の廃止）

２　八王子市社会教育委員の設置に関する条例（昭和２９年八王子市条例第２０号）は、廃止する。

（八王子市図書館条例の一部改正）

３　八王子市図書館条例（昭和５９年八王子市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第３条を削り、第４条を第３条とする。

生涯学習審議会　委員名簿

令和２年（2020年）3月現在

役　職	氏　　名	選出区分
会長	三浦（みうら）　眞一（しんいち）	学校教育及び社会教育関係
副会長	小林（こばやし）　正博（まさひろ）	学識経験者
副会長	丹間（たんま）　康仁（やすひと）	学識経験者
委員	石川（いしかわ）　智子（のりこ）	学校教育及び社会教育関係
〃	清水（しみず）　澄（とおる）	公募委員
〃	炭谷（すみたに）　晃男（あきお）	学識経験者
〃	戸村（とむら）　恵美子（えみこ）	学校教育及び社会教育関係
〃	中嶋（なかじま）　昭江（あきえ）	学校教育及び社会教育関係
〃	中西（なかにし）　栄（さかえ）	学校教育及び社会教育関係
〃	新野（にいの）　照代（てるよ）	学校教育及び社会教育関係
〃	町田（まちだ）　浩一（こういち）	学校教育及び社会教育関係
〃	村上（むらかみ）　ひろみ	学校教育及び社会教育関係
〃	山﨑（やまざき）　領太郎（りょうたろう）	公募委員

生涯学習審議会
「第４次読書のまち八王子推進計画」審議経過

回　数	開　催　日	内　容
第１回	平成 30 年（2018 年） 10 月 29 日	第４次読書のまち八王子推進計画の策定について（諮問）
第２回	平成 30 年（2018 年） 11 月 29 日	第４次読書のまち八王子推進計画の策定について（諮問）
第３回	平成 30 年（2018 年） 12 月 19 日	第４次読書のまち八王子推進計画の策定について（諮問）
第４回	平成 31 年（2019 年） １月 23 日	第４次読書のまち八王子推進計画の策定について（諮問）
第５回	平成 31 年（2019 年） ２月 15 日	「八王子市の生涯学習の振興方策について」の答申案について
第６回	平成 31 年（2019 年） ３月 18 日	八王子市の生涯学習の振興方策について（答申）
第７回	令和元年（2019 年） ７月 10 日	第４次読書のまち八王子推進計画策定の進捗状況について
第８回	令和元年（2019 年） ８月５日	第４次読書のまち八王子推進計画策定の進捗状況について
第９回	令和元年（2019 年） ９月６日	第４次読書のまち八王子推進計画策定について
第 10 回	令和元年（2019 年） 11 月 12 日	第４次読書のまち八王子推進計画（素案）について
第 11 回	令和２年（2020 年） ２月 14 日	「第４次読書のまち八王子推進計画（素案）」意見募集 （パブリックコメント）の実施結果について

諮問文

平成３０年１０月２９日

八王子市生涯学習審議会
　　会長　三浦　眞一　殿

八王子市教育委員会

八王子市の生涯学習の振興方策について（諮問）

八王子市生涯学習審議会条例第２条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

１　諮問事項

生涯学習の振興に関する新たな施策の展開について

（１）生涯学習における学校と家庭・地域等との連携に関すること

（２）人生１００年時代の生涯学習に関すること

（３）読書のまち八王子の推進に関すること

２　諮問理由

平成２７年３月に策定した現行の八王子市生涯学習プランは、計画期間を平成３１年度までとしています。現行のプラン策定後における国・都の動向と、これまでの同プランにおける成果と課題の議論の整理を踏まえ、これからの本市における生涯学習の振興に関する基本方策について諮問します。

３　諮問内容

（１）生涯学習における学校と家庭・地域等との連携

ア　学校と家庭、地域等との連携の推進

- 家庭や地域等の学習資源を学校教育の場に活かし、学校と家庭、地域等が連携しあえる仕組みづくりに関すること

イ　家庭の教育力の向上

- 家庭教育の必要性の周知及び地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりに関すること

ウ　個人の学びの成果を学校・地域等へ活用すること

- 個人が習得した学びの成果を、学校を中心とする地域等へ活用できるような仕組みづくりに関すること

（２）人生 100 年時代の生涯学習

ア　子どもの体験活動の充実

- 本市で実施した「子どもの生活実態調査」において、生活困難層の子どもにおける体験機会の少なさが明らかになったことを踏まえ、子どもの体験活動の充実に関すること

イ　だれでもどこでも学べる環境づくり

- 人生 100 年時代を迎え、生涯にわたる学習や能力向上が必要となるなか、多世代が交流しながら多様な学びができる生涯学習環境の整備に関すること
- 超スマート社会（Society5.0）の進展に対応した生涯学習環境の整備に関すること

ウ　障害者の生涯学習の推進

- 障害者が地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて障害者みずからが教育やスポーツ、文化等の生涯学習に親しむ機会の充実に関すること
- 上記に必要となる支援体制に関すること

エ　大学生の力を活用した学習の機会の充実

- 学園都市である本市の強みを生かし、市民の学びに大学生が活躍できる機会の充実に関すること
- 大学生が地域等での学びを学業へ活用できる仕組みづくりに関すること

（3）読書のまち八王子の推進

ア　公共図書館と学校図書館との連携を含めた子どもの読書活動の推進に関すること

イ　大学・書店・ボランティア団体などの図書館関係団体との連携を含めた生涯読書活動の推進に関すること

八王子市の生涯学習の振興方策について（答申）抜粋

２　本市の課題

…

また、読書のまち八王子の推進に関しては、現在、読書離れ、活字離れが叫ばれている。国の第 63 回「学校読書調査」によると、１か月に一冊も本を読まなかった「不読者」の割合（不読率）は、小学生 5.6%、中学生 15.0%、高校生 50.4%であり、小学生に比べ中学生、高校生と学校段階により不読率が高くなる傾向がある。本市においても、子どもが発達段階に応じて、読書し読書を好きになる、つまり読書習慣を身に付けることができるよう、一層効果的に取り組む必要がある。

さらに、広大な市域を有する本市においては、より身近な場所で、誰もが読書を楽しむことができる環境の整備は重要であり、引き続き進めていく必要がある。

３　目指す姿

本審議会としては、近年の社会状況及び本市の課題を踏まえ、以下の３点に着目し、個別施策に取り組んでほしい。…

３点目は、読書のまち八王子の推進に関して、これまでの施策の進捗状況を検証し、次期読書のまち八王子推進計画の策定により、総合的、計画的に施策を進め、読書に関する関係団体と連携しつつ、いつでも、どこでも、誰でも、自主的に読書活動ができる“読書のまち八王子”の実現を期待する。

４　諮問内容についての個別基本方策

生涯学習の振興に関する新たな施策の展開について

…

（３）読書のまち八王子の推進に関すること

ア　公共図書館と学校図書館との連携を含めた子どもの読書活動の推進に関すること。

〈本市の課題〉

子どもにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。第３次読書のまち八王子推進計画（以下「第 3 次計画」という。）では、乳幼児期からの成長過程における読書習慣の定着が重要であることを踏まえ、公共図書館のほか身近な地域における保育園・幼稚園・学童保育所・児童館・放課後子ども教室などで、ブックスタート事業や読み聞かせなどにより読書活動を推進してきたが、事業間におけるつながりが希薄で、連携が十分と言える状況にない。

公共図書館は、地域に存在し、子どもがその豊富な蔵書の中から読みたい本を選び、読書の楽しみを知ることができる場所であるが、小学生年齢に比べ、中学校、高等学校と学校段階により不読率が高くなる傾向があり、子どもの読書への関心を高める取り組みの更なる充実・促進が求められる。

大人が読書をする姿は、子どもにとって読書に関心を持つきっかけとなり、手本ともなる。また、読書の楽しさ、本のすばらしさを教える身近な大人の存在は極めて重要であり、この観点からの取り組みが求められる。

平成 31 年度から市内の公立小中学校 108 校に図書館システムと連携した学校図書館システムが導入される。子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で学校の役割は大きいなか、情報のネットワーク化の次のステップとして、調べ学習等での蔵書活用など、教育活動での図書館資料の更なる活用に向けた検討が求められる。

〈基本方策〉

すべての子どもたちに本と触れ合う機会を設けることは重要な施策であることから、ブックスタート事業や読み聞かせについては、親自身も子どもの読書の大切さに気づき、あらためて本の可能性に出会うという施策に発展させるとともに、地域に公共図書館が存在することの意義を感じてもらえるよう、一層の充実を求める。また、成長過程における読書習慣の定着に向けたそれぞれの取り組みが、相互に連携し、家庭、地域、学校において、有機的なつながりのある切れ目ない工夫とすることが必要である。

読書の楽しみを知ってもらうために公共図書館が小中高生にお話会や一日図書館員などを実施する際には、公共図書館の特性を生かし、中高生にも図書館や本に永く親しみを持ち、読書活動を継続できるように工夫する必要がある。また、友人や兄弟姉妹等、同世代の者から影響を受けやすい世代であることから、子ども同士での本の紹介や、ビブリオバトルを実施するなど、ターゲットを絞った読書の関心を高める取り組みが効果的と考える。

子どもの不読率の改善のためには、その現状を把握し、その原因を探る必要があることから、当事者である中高生を対象に読書について現状を把握するための調査を実施し、読書活動の促進に、大人の視点だけではなく中高生の声を反映させることを望む。また、子どもの読書活動の推進に当たっては、子どもへの働きかけのみならず、家庭や周囲の大人向けに読書の楽しみを伝える活動も重要であることから、大人への働きかけを進めるとともに、学校・地域・家庭の大人が連携して、地域ぐるみで子どもの読書活動を支えることが必要である。

学校図書館システムの導入を単に公共図書館と学校図書館とのシステム連携にとどめることなく、児童生徒の読書活動のために積極的に活用し、「読書がしたくなる雰囲気づくり」「図書・資料活用の必要性に気づく」ことを重視した、学校図書館の授業への計画的活用につなげることや、これを契機に、教員の授業準備や教材開発に当たって、公共図書館が積極的に活用されることを期待する。また、郷土に根ざした授業づくりにおいて教員と公共図書館・学校図書館司書が連携し“読書のまち八王子”として進めていく体制を築いていくことや、中核市として実施する教員研修のプログラムと図書館の活用を関連づけることなどにより、学校と図書館の関係が平面的な連携から重層的な連携へのステップアップが必要であると考える。

イ　大学・書店・ボランティア団体などの図書館関係団体との連携を含めた生涯読書活動の推進に関すること。

〈本市の課題〉

生涯読書活動は、生涯にわたり、自身に必要な知識や能力を認識・獲得して、社会生活の中で活用することにより、自らの人生や社会をより豊かにする。第３次計画では、広大な市域を持つ本市において、より身近な場所での図書館利用ができるように、市民センター内にある地区図書室を図書館分室と位置付け、地域ニーズに合わせた図書館づくりを進めてきたが、引き続き利便性の向上が課題である。

楽しみ・娯楽のための読書の環境を提供することに加え、人生１００年時代と言われ「学びなおし」など生涯学習の場としても図書館の存在意義が高まりつつある。図書館が気づきや学びにあふれる場として地域に存在することが重要であり、地域特性に基づく取り組みや地域課題に関わる事業の展開を行い、市民の生活課題や地域課題の解決を、市民の学びという視点から支えていく図書館を目指さなければならない。

“読書のまち八王子”は、すべての市民が読書に親しめるまちを目指しているが、高齢化や障害などにより図書館の利用や読書活動に支援が必要な人に対する合理的な配慮や、外国人就労者や在住者への対応の必要性が高まっている。

〈基本方策〉

今後も地域の実情に合わせ、図書館の分室化により図書館機能の充実を図るとともに、地域ニーズ

を反映した特色ある図書館として、地域交流を促し、地域コミュニティの活性化の役割も担えるよう推進されたい。また、図書館サービスをより利用しやすくするため、市内の交通利便性を加味し、返却ポストの増設、アウトリーチサービス、電子書籍サービスなどの一層の充実を図られたい。

より多くの方に利用していただくために、図書館自体の敷居をできるだけ低くし、すべての市民が気軽に立ち寄れる場となり、居心地の良い空間として地域に溶け込むような存在を目指す必要がある。その上で、図書館が単に本や資料がある場だけにとどまらず、市民と市民をつなぐ場となることが望まれる。そして、図書館が本と人が出会うための環境醸成とともに、本を媒体として人と人との出会いを仕掛けることにより、図書館を核とした市民のソーシャルキャピタルの醸成につながることを期待する。さらに、本を中心として、公共図書館や地域の書店・商店街、各大学図書館などとの交流やイベント開催など、“読書のまち八王子”と呼ぶにふさわしい盛り上がりを希望する。

高齢化や障害などにより図書館の利用や読書活動に支援が必要な人に対する合理的な配慮や、外国人就労者や在住者への対応について、図書館サービスの拡充を求めるとともに、理解を深めるための資料の展示などの啓発活動についても継続して行われたい。また、ＩＣＴ（情報通信技術）やＡＩ（人工知能）などの最新の情報技術を活用した読書活動支援や情報提供サービスの調査・研究についても検討されたい。

資料４

読書のまち八王子推進連絡会議開催要綱（平成１６年５月１２日施行）

改正　平成１９年７月１日
平成２２年４月１日
平成２４年４月１日
平成２７年４月１日
平成２９年５月１日
平成３０年４月１日

（開催）

第１条　「読書のまち八王子」の実現に向けて、子ども及び市民の読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、読書のまち八王子推進連絡会議（以下「連絡会議」という）を開催する。

（意見を求める事項）

第２条　連絡会議は、「読書のまち八王子推進計画」について総合的に検討するとともに、読書のまち推進に関して意見を求める。

（構成）

第３条　連絡会議は、次に掲げる会議メンバーをもって構成する。

（１）　無作為抽出方式又は一般公募による市民　２名
（２）　学識経験者　１名
（３）　八王子子ども文庫連絡協議会関係　１名
（４）　生涯学習審議会委員　１名
（５）　小中学校関係　各１名
（６）　私立幼稚園関係　１名
（７）　私立保育園関係　１名
（８）　読書活動に関するボランティア関係　１名
（９）　障害者福祉に関する関係　１名
（10）　障害者に関するボランティア関係　１名
（11）　高齢者福祉に関する関係　１名
（12）　書店・出版社関係　１名

（任期）

第４条　会議メンバーの任期は、２年間とし、再任を妨げない。

２　任期中に会議メンバーの変更があった場合は、新たに会議メンバーになった者は前任者の任期を引き継ぐ。

（座長）

第５条　連絡会議に座長を置き、会議メンバーの互選により定める。

２　座長は、会議の進行を行う。

３　座長に事故があるとき又は座長が欠けたときには、あらかじめ座長の指名する会議メンバーがその職務を代理する。

（会議）

第６条　連絡会議は、市が招集する。

（開催期間）

第６条の２　開催期間は平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日までとする。

（意見の聴取等）

第７条　連絡会議は、必要があると認めるときは、会議メンバー以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（事務局）

第８条 連絡会議の事務局は、八王子市図書館に置く。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、市が定める。

附　則

この要綱は、平成１６年５月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

読書のまち八王子推進連絡会議メンバー名簿

令和２年（2020年）3月現在

役　職	氏　　名	選出区分	備　　考
座　長	小山（こやま）　憲司（けんじ）	学識経験者	大学教授
座長 職務代理者	新野（にいの）　照代（てるよ）	生涯学習審議会委員	八王子市生涯学習審議会委員
委　員	平本（ひらもと）　えりか	一般公募市民	
〃	藤井（ふじい）　雄三（ゆうぞう）	無作為抽出方式市民	
〃	児玉（こだま）　和恵（かずえ）	八王子子ども文庫 連絡協議会関係	八王子子ども文庫連絡協議会副会長
〃	田邊（たなべ）　佳伸（よしのぶ）	小中学校関係	小学校校長
〃	市川（いちかわ）　順康（のぶやす）	小中学校関係	中学校校長
〃	志田原（しだはら）　節子（せつこ）	私立幼稚園関係	幼稚園園長
〃	大塚（おおつか）　英生（ひでお）	私立保育園関係	保育園園長
〃	長井（ながい）　裕子（ひろこ）	読書活動に関する ボランティア関係	八王子おはなしの会前代表
〃	杉浦（すぎうら）　貢（みつぐ）	障害者福祉に関する関係	八王子障害者団体連絡協議会代表
〃	安藤（あんどう）　昭美（あきみ）	障害者に関する ボランティア関係	八王子朗読の会灯元副会長
〃	菅原（すがわら）　秀臣（ひでおみ）	高齢者福祉に関する関係	社会福祉法人東京都福祉事業協会
〃	熊沢（くまざわ）　真（まこと）	書店・出版社関係	株式会社くまざわ代表取締役社長
オブザーバー	櫻井（さくらい）　励造（れいぞう）	小学校児童読書関連	八王子市立小学校ＰＴＡ連合会
〃	鶴迫（つるさこ）　悦子（えつこ）	中学校生徒読書関連	八王子市立中学校ＰＴＡ連合会
〃	杉山（すぎやま）　和芳（かずよし）	高等学校生徒読書関連	東京都立南多摩中等教育学校 課長代理　司書
〃	山崎（やまざき）　領太郎（りょうたろう）	企業との連携関連	株式会社　清水工房
〃	増沢（ますざわ）　航（わたる）	企業との連携関連	株式会社　清水工房
〃	清水（しみず）　栄（さかえ）	商店会との連携関連	八王子駅北口商店会会長

読書のまち八王子推進連絡会議
「第４次読書のまち八王子推進計画」審議経過

回　数	開　催　日	内　容
第１回	平成 30 年（2018 年）１０月 23 日	第４次読書のまち八王子推進計画の策定について
第２回	平成 31 年（2019 年）１月 24 日	第４次読書のまち八王子推進計画の策定について
第３回	平成 31 年（2019 年）２月 28 日	第４次読書のまち八王子推進計画の策定について
第４回	平成 31 年（2019 年）４月 25 日	第４次読書のまち八王子推進計画策定（子ども読書活動の推進）について
第５回	令和元年（2019 年）５月 30 日	第４次読書のまち八王子推進計画策定（子ども読書活動の推進）について
第６回	令和元年（2019 年）６月 27 日	第４次読書のまち八王子推進計画策定（生涯読書活　動推進）について
第７回	令和元年（2019 年）７月 25 日	第４次読書のまち八王子推進計画策定（生涯読書活動推進）について
第８回	令和元年（2019 年）８月 29 日	第４次読書のまち八王子推進計画策定（骨子案）について
第９回	令和元年（2019 年）11 月 28 日	第４次読書のまち八王子推進計画（素案）について
第 10 回	令和２年（2020 年）２月 14 日	第４次読書のまち八王子推進計画（素案）意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

第４次読書のまち八王子推進計画策定検討会設置要綱（平成31年4月1日施行）

（設置）

第１条　第３次読書のまち八王子推進計画（以下「現計画」という。）を見直し、第４次読書のまち八王子推進計画（以下「新計画」という。）を策定するため、庁内に第４次読書のまち八王子推進計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（検討会）

第２条　検討会は、生涯読書活動推進計画検討会及び子ども読書活動推進計画検討会の２つとする。

２　生涯読書活動推進計画検討会は、新計画のうち、生涯読書活動に関する策定に向けた調査・研究及び検討を行う。

３　子ども読書活動推進計画検討会は、新計画のうち、子ども読書活動に関する策定に向けた調査・研究及び検討を行う。

（構成）

第３条　生涯読書活動推進計画検討会は、次に掲げる課の職員をもって構成する。

（1）　中央図書館
（2）　生涯学習センター図書館
（3）　南大沢図書館
（4）　川口図書館
（5）　協働推進課
（6）　多文化共生推進課
（7）　生涯学習政策課
（8）　高齢者福祉課
（9）　障害者福祉課

２　子ども読書活動推進計画検討会は、次に掲げる課の職員をもって構成する。

（1）　中央図書館
（2）　生涯学習センター図書館
（3）　南大沢図書館
（4）　川口図書館
（5）　指導課
（6）　統括指導主事
（7）　子どものしあわせ課
（8）　子ども家庭支援センター
（9）　保育幼稚園課
（10）　児童青少年課
（11）　大横保健福祉センター
（12）　若者政策担当

（座長）

第４条　検討会に座長を置き、生涯読書活動推進計画検討会は生涯学習センター図書館長を、子ども読書活動推進計画検討会は南大沢図書館長をもって充てる。

（会議）

第５条　検討会の会議は、それぞれの座長が招集し、座長が議長となる。

（意見の聴取等）

第６条　座長は、その会議において、必要があると認めるときは、構成職員以外の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（事務局）

第７条 生涯読書活動推進計画検討会及び子ども読書活動推進計画検討会の事務局は、それぞれ座長の所属する図書館に置く。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、各座長が定める。

附　則

この要綱は、平成３１年　４月　１日から施行する。

資料５

１　分類別蔵書内訳

施　設　名	区　分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
中央図書館	一般図書	563,139	551,805	553,816	555,457	551,906
	参考図書	28,135	28,260	28,566	28,224	28,354
	郷土資料	49,332	50,140	50,704	51,494	52,145
	児童図書	267,737	261,170	259,994	260,528	253,564
	電子書籍	－	－	－	3,295	7,433
	視聴覚資料	56,302	56,513	56,739	56,912	56,909
	新聞	42	42	43	46	46
	雑誌	348	343	341	334	335
	障害者資料	5,194	5,290	5,366	5,430	5,485
	計	970,229	953,563	955,569	961,720	956,177
生涯学習センター図書館	一般図書	224,971	225,249	227,305	229,155	230,416
	参考図書	15,925	15,927	16,134	16,393	16,645
	郷土資料	4,312	4,491	4,746	4,908	5,074
	児童図書	49,766	50,204	50,852	51,669	52,589
	視聴覚資料	14,316	13,613	13,724	13,793	13,953
	新聞	51	51	48	53	48
	雑誌	239	238	240	238	243
	計	309,580	309,773	313,049	316,209	318,968
南大沢図書館	一般図書	150,028	152,059	153,238	154,686	156,358
	参考図書	8,158	8,696	8,962	9,144	9,305
	郷土資料	3,716	3,915	4,083	4,258	4,431
	児童図書	61,396	62,575	63,051	63,601	65,035
	視聴覚資料	11,345	11,394	11,271	11,312	11,385
	新聞	23	33	35	39	14
	雑誌	172	165	160	160	160
	計	234,838	238,837	240,800	243,200	246,688
川口図書館	一般図書	101,347	101,604	102,552	103,122	103,362
	参考図書	5,238	5,387	5,541	5,689	5,798
	郷土資料	3,084	3,263	3,442	3,588	3,718
	児童図書	37,645	38,490	39,372	39,911	40,331
	視聴覚資料	9,394	9,407	9,435	9,457	9,482
	新聞	25	25	25	25	12
	雑誌	123	117	121	123	135
	計	156,856	158,293	160,488	161,915	162,838

施　設　名	区　分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
北野市民センター図書館	一般図書	29,902	29,178	29,079	28,533	27,064
	参考図書	226	226	283	268	286
	郷土資料	836	667	576	686	811
	児童図書	17,565	17,747	18,168	18,375	18,352
	新聞	12	11	11	11	11
	雑誌	31	30	29	30	30
	計	48,572	47,859	48,146	47,903	46,554
由井市民センターみなみ野図書館	一般図書	－	9,680	10,394	10,765	11,197
	参考図書	－	118	130	138	150
	郷土資料	－	210	327	441	568
	児童図書	－	4,237	5,308	5,604	6,027
	計	－	14,245	16,159	16,948	17,942
恩方市民センター図書館	一般図書	－	－	－	－	5,954
	参考図書	－	－	－	－	62
	郷土資料	－	－	－	－	196
	児童図書	－	－	－	－	8,371
	計	－	－	－	－	14,583
合　計	一般図書	1,069,387	1,069,575	1,076,384	1,081,718	1,080,303
	参考図書	57,682	58,614	59,616	59,856	60,538
	郷土資料	61,280	62,686	63,878	65,375	66,747
	児童図書	434,109	434,423	436,745	439,688	435,898
	電子書籍	－	－	－	3,295	7,433
	視聴覚資料	91,357	90,927	91,169	91,474	91,729
	新聞	147	162	162	174	131
	雑誌	912	893	891	885	903
	障害者資料	5,194	5,290	5,366	5,430	5,485
	計	1,720,068	1,722,570	1,734,211	1,747,895	1,749,167

2　有効登録者状況

施　設　名	区　分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
中央図書館	小学生以下	3,535	3,437	3,386	3,568	3,234
	中・高校生	5,178	5,058	4,833	4,669	4,413
	大人	45,340	43,998	42,642	41,998	39,508
	計	54,053	52,493	50,861	50,235	47,155
生涯学習センター図書館	小学生以下	1,919	1,929	1,952	1,922	1,861
	中・高校生	2,845	2,659	2,617	2,478	2,394
	大人	30,502	29,638	28,812	28,845	27,726
	計	35,266	34,226	33,381	33,245	31,981
南大沢図書館	小学生以下	2,926	2,840	2,928	2,885	2,774
	中・高校生	4,357	4,217	4,055	3,912	3,815
	大人	27,069	26,383	25,899	26,012	24,691
	計	34,352	33,440	32,882	32,809	31,280
川口図書館	小学生以下	1,265	1,224	1,194	1,122	1,055
	中・高校生	1,507	1,528	1,533	1,531	1,463
	大人	7,424	7,349	7,329	7,261	6,747
	計	10,196	10,101	10,056	9,914	9,265
北野市民センター図書館	小学生以下	607	592	558	539	535
	中・高校生	815	752	765	727	713
	大人	4,368	4,260	4,509	4,559	4,544
	計	5,790	5,604	5,832	5,825	5,792
由井市民センターみなみ野図書館	小学生以下	－	252	522	682	822
	中・高校生	－	57	160	298	441
	大人	－	557	1,048	1,503	1,968
	計	－	866	1,730	2,483	3,231
恩方市民センター図書館	小学生以下	－	－	－	－	53
	中・高校生	－	－	－	－	8
	大人	－	－	－	－	176
	計	－	－	－	－	237
合　計	小学生以下	10,252	10,274	10,540	10,718	10,334
	中・高校生	14,702	14,271	13,963	13,615	13,247
	大人	114,703	112,185	110,239	110,178	105,360
	計	139,657	136,730	134,742	134,511	128,941

3 年度別利用状況

施　設　名	区　分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
中央図書館	開館日数		333	334	333	345	335
	入館者数		537,638	550,281	544,010	538,735	504,872
	資料貸出数	一般図書	595,645	570,878	525,386	499,353	475,394
		児童図書	236,317	246,321	243,549	253,715	234,866
		計	831,962	817,199	768,935	753,068	710,260
		視聴覚資料	66,402	64,413	53,782	50,191	42,357
		雑誌	30,690	29,028	28,321	26,786	25,701
		都立等資料	4,136	5,150	4,688	4,602	4,414
		障害者用資料	6,776	7,179	6,486	6,072	6,098
		合計	939,966	922,969	862,212	840,719	788,830
生涯学習センター図書館	開館日数		338	336	337	344	338
	入館者数		560,082	545,073	515,489	488,878	478,587
	資料貸出数	一般図書	452,663	444,297	421,306	402,856	386,578
		児童図書	125,470	128,857	125,199	125,739	130,448
		計	578,133	573,154	546,505	528,595	517,026
		視聴覚資料	76,460	69,653	63,717	58,099	51,825
		雑誌	32,436	31,844	30,215	29,115	30,993
		都立等資料	3,837	3,320	2,861	2,776	2,949
		合計	690,866	677,971	643,298	618,585	602,793
南大沢図書館	開館日数		337	339	337	345	338
	入館者数		366,303	369,937	354,605	349,223	330,851
	資料貸出数	一般図書	377,365	364,759	352,135	343,498	334,925
		児童図書	209,917	211,933	213,981	207,060	196,270
		計	587,282	576,692	566,116	550,558	531,195
		視聴覚資料	44,414	39,718	38,006	33,952	29,522
		雑誌	39,274	36,076	33,452	31,567	30,245
		都立等資料	2,969	3,076	3,008	2,543	2,872
		合計	673,939	655,562	640,582	618,620	593,834
川口図書館	開館日数		329	330	328	336	333
	入館者数		125,800	135,998	128,539	115,392	109,668
	資料貸出数	一般図書	141,022	135,417	128,084	118,269	112,435
		児童図書	82,998	82,058	76,096	68,327	64,918
		計	224,020	217,475	204,180	186,596	177,353
		視聴覚資料	22,445	18,406	16,365	14,665	13,401
		雑誌	13,929	14,025	12,971	11,326	10,487
		都立等資料	615	628	714	661	1,037
		合計	261,009	250,534	234,230	213,248	202,278

施　設　名	区　分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
北野市民センター図書館	開館日数		333	334	334	335	336
	入館者数		80,992	78,810	85,512	87,586	109,018
	資料貸出数	一般図書	94,437	90,312	84,114	79,842	78,676
		児童図書	42,501	42,941	41,882	39,325	38,201
		計	136,938	133,253	125,996	119,167	116,877
		視聴覚資料	5,447	5,930	3,875	4,406	3,712
		雑誌	5,285	5,235	4,729	4,554	4,410
		都立等資料	938	990	900	710	737
		合計	148,608	145,408	135,500	128,837	125,736
由井市民センター みなみ野図書館	開館日数		－	166	333	335	336
	入館者数		－	22,530	60,237	62,726	68,313
	資料貸出数	一般図書	－	26,411	61,162	63,125	66,151
		児童図書	－	24,283	61,756	66,040	70,110
		計	－	50,694	122,918	129,165	136,261
		視聴覚資料	－	1,728	4,318	3,567	3,160
		雑誌	－	1,488	3,796	4,036	4,375
		都立等資料	－	130	376	380	488
		合計	－	54,040	131,408	137,148	144,284
恩方市民センター図書館	開館日数		－	－	－	－	167
	入館者数		－	－	－	－	5,615
	資料貸出数	一般図書	－	－	－	－	9,161
		児童図書	－	－	－	－	6,394
		計	－	－	－	－	15,555
		視聴覚資料	－	－	－	－	423
		雑誌	－	－	－	－	218
		都立等資料	－	－	－	－	87
		合計	－	－	－	－	16,283
合　計	入館者数		1,670,815	1,702,629	1,688,392	1,642,540	1,606,924
	資料貸出数	一般図書	1,661,132	1,632,074	1,572,187	1,506,943	1,463,320
		児童図書	697,203	736,393	762,463	760,206	741,207
		計	2,358,335	2,368,467	2,334,650	2,267,149	2,204,527
		視聴覚資料	215,168	199,848	180,063	164,880	144,400
		雑誌	121,614	117,696	113,484	107,384	106,429
		都立等資料	12,495	13,294	12,547	11,672	12,584
		障害者用資料	6,776	7,179	6,486	6,072	6,098
		合計	2,714,388	2,706,484	2,647,230	2,557,157	2,474,038

４　図書館の実利用者数（率）及び市民一人あたりの貸出数

区分	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
住民基本台帳人口	561,055人	562,019人	562,773人	562,036人	561,407人
図書館の実利用者数	56,649人	59,896人	60,940人	60,210人	59,598人
図書館の実利用者率	10.1%	10.7%	10.8%	10.7%	10.6%
市民一人あたりの貸出数	4.8点	4.8点	4.7点	4.5点	4.4点

5 リクエスト等サービス実施状況

施設名	区　分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
中央図書館	リクエスト受付件数	190,942	191,536	195,048	190,530	186,234
	レファレンス受付件数	1,499	1,090	10,111	15,135	16,055
	閲覧席利用人数	10,206	10,144	9,164	9,208	9,149
	対面朗読サービス実施回数	75	78	82	79	79
	障害者宅配サービス実施回数	139	117	108	109	121
	自習室開放利用人数	21,234	21,857	21,796	22,379	21,304
生涯学習センター図書館	リクエスト受付件数	183,944	180,042	174,373	170,304	175,385
	レファレンス受付件数	2,904	2,764	1,491	2,476	1,643
	閲覧席利用人数	25,224	25,355	24,078	23,586	24,354
	対面朗読サービス実施回数	145	131	177	220	237
	障害者宅配サービス実施回数	63	56	53	52	45
南大沢図書館	リクエスト受付件数	218,050	216,432	221,969	213,244	214,079
	レファレンス受付件数	1,894	2,571	3,093	3,417	4,343
	閲覧席利用人数	4,092	4,196	3,958	4,451	4,015
	対面朗読サービス実施回数	86	64	120	133	132
	障害者宅配サービス実施回数	10	7	9	9	10
川口図書館	リクエスト受付件数	50,670	47,918	43,456	40,484	39,139
	レファレンス受付件数	2,700	2,943	2,318	1,580	801
	対面朗読サービス実施回数	25	9	36	41	30
	障害者宅配サービス実施回数	24	18	12	12	12
北野市民センター図書館	リクエスト受付件数	54,028	54,031	50,715	47,531	48,424
	レファレンス受付件数	500	726	1,345	2,195	2,803
由井市民センターみなみ野図書館	リクエスト受付件数	－	21,697	53,524	54,666	61,512
	レファレンス受付件数	－	351	582	683	786
恩方市民センター図書館	リクエスト受付件数	－	－	－	－	5,145
	レファレンス受付件数	－	－	－	－	158
合　計	リクエスト受付件数	697,634	711,656	739,085	716,759	724,773
	レファレンス受付件数	9,497	10,445	18,940	25,486	26,431
	閲覧席利用人数	39,522	39,695	37,200	37,245	37,518
	対面朗読サービス実施回数	172	159	156	152	146
	障害者宅配サービス実施回数	236	198	182	182	188
	自習室開放利用人数	21,234	21,857	21,796	22,379	21,304

6 平成３０年度電子書籍の利用状況

年代	性別	実利用者数	貸出数
0	男性	45	47
	女性	45	239
	計	90	286
10	男性	105	141
	女性	160	266
	計	265	407
20	男性	137	203
	女性	207	379
	計	344	582
30	男性	207	455
	女性	379	1,202
	計	586	1,657
40	男性	365	711
	女性	579	1,462
	計	944	2,173
50	男性	396	1,031
	女性	447	1,338
	計	843	2,369
60	男性	421	1,315
	女性	206	761
	計	627	2,076
70	男性	273	657
	女性	86	258
	計	359	915
80	男性	47	235
	女性	6	0
	計	53	235
90	男性	3	1
	女性	4	3
	計	7	4
合計		4,118	10,704

分類	コンテンツ数	貸出数
0総記	153	343
1哲学	137	352
2歴史	424	1,214
3社会	1,285	941
4自然	344	864
5技術	571	2,065
6産業	246	321
7芸術	394	453
8語学	98	600
9文学	2,182	910
913.6小説	1,742	2,115
E絵本	158	526
合計	7,734	10,704

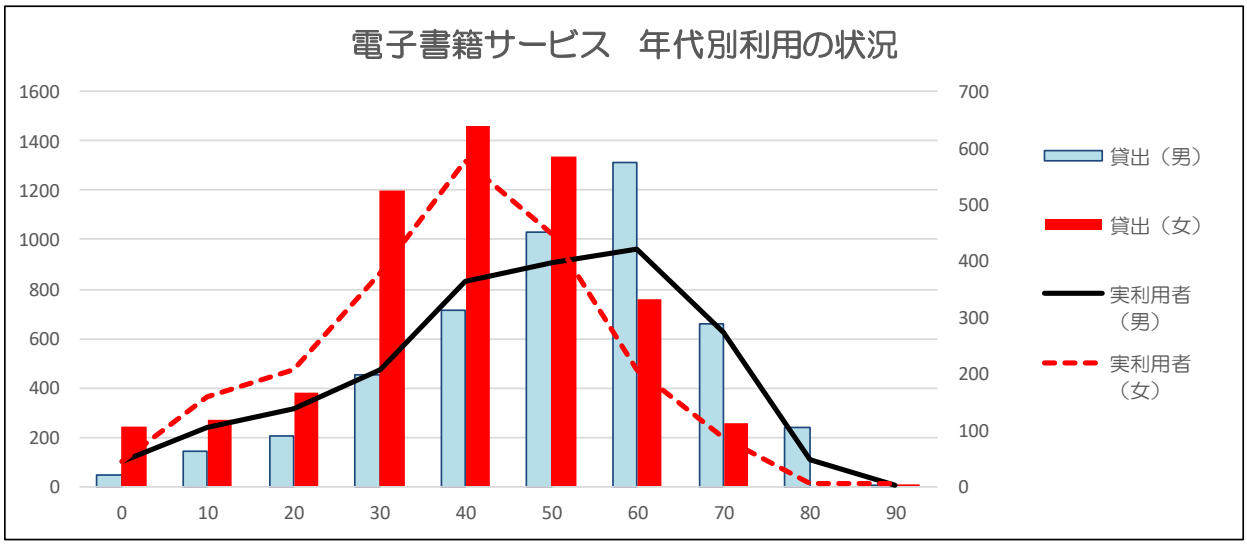

7　相互利用協定を締結した他市との相互利用状況

年度	区分	八王子市民の他市図書館利用状況		他市市民の八王子市図書館利用状況	
		登録者数	貸出冊数	登録者数	貸出冊数
26年度	相模原市	891	74,522	142	22,326
	あきる野市	219	24,341	16	1,417
	町田市	112	13,841	232	28,131
	調布市	109	5,450	10	781
	府中市	125	5,253	14	1,938
	日野市	427	49,573	161	15,763
	多摩市	715	92,384	60	8,439
	稲城市	65	8,922	10	597
	計	2,663	274,286	645	79,392
27年度	相模原市	8,172	67,386	145	22,213
	あきる野市	143	28,883	12	1,326
	町田市	83	15,144	283	27,893
	調布市	128	5,392	14	663
	府中市	133	4,862	29	1,655
	日野市	496	50,673	175	16,682
	多摩市	611	97,601	58	8,360
	稲城市	68	8,472	8	413
	計	9,834	278,413	724	79,205
28年度	相模原市	7,948	62,804	56	19,981
	あきる野市	161	32,466	8	1,077
	町田市	103	15,588	114	24,308
	調布市	92	4,455	114	679
	府中市	129	4,556	4	2,026
	日野市	437	48,419	57	13,766
	多摩市	547	96,528	26	6,722
	稲城市	69	7,128	3	477
	計	9,486	271,944	382	69,036
29年度	相模原市	7,621	57,461	132	18,833
	あきる野市	141	34,105	16	1,084
	町田市	77	9,056	240	30,395
	調布市	103	4,005	16	1,022
	府中市	122	4,365	23	2,749
	日野市	412	50,124	142	17,305
	多摩市	508	94,462	52	7,572
	稲城市	64	7,241	5	532
	計	9,048	260,819	626	79,492
30年度	相模原市	7,478	53,208	104	16,906
	あきる野市	281	946	15	1,144
	町田市	82	11,121	232	29,712
	調布市	119	4,475	17	870
	府中市	152	4,705	21	2,442
	日野市	416	51,992	137	14,418
	多摩市	451	86,287	52	7,358
	稲城市	76	6,953	1	34
	計	9,055	219,687	579	72,884

資料６

地区図書室活動実施状況（平成 30 年度）

地区図書室名(開始年月日)	蔵書数(冊)	利用者数	貸出数(冊)	開室曜日時間	備　考	主な行事内容	参加者数
大和田市民センター（S59.08.05)	10,379	5,421	6,176	火～土 14:00～16:00 日 9:30～11:30	平成 18 年 1 月から月曜日以外開室	紙芝居と読み聞かせ（計６回） センターまつり、工作（折り紙とストローでヒコーキ作り）	174
由井市民集会所（S59.10.02）	6,240	1,555	3,024	水・土・日 14:00～16:00		工作、読み聞かせ、七夕まつり、読書感想文、クリスマスリース作り、ひな人形作り	91
石川市民センター（S59.12.19）	11,841	2,038	3,649	水・土・日 14:00～16:00	石川市民センター大規模改修工事のため 8/27 ～ 1/14 まで休室	ぼくのわたしのおすすめ本、七夕まつり	347
横山南市民センター（H15.07.07）	26,208	6,774	12,848	水～金 14:00～16:00 火・土・日 10:00～12:00	平成 18 年 1 月から月曜日以外開室	七夕まつり、お話の会（計３回）、工作（ペン立て）	105
加住市民センター（S60.07.24）	14,488	1,115	1,607	水・金・土 13:00～16:00	平成 18 年 1 月から市民センター窓口貸出開始	サタデースクール 読み聞かせ(パネルシアター、実験タイム、ブックトーク)	0
浅川 市民センター（S61.04.23）	4,893	2,968	5,987	水・土・日 14:00～16:00		夏のおたのしみ会、古本市、春のおたのしみ会	281
元八王子 市民集会所（S61.07.26）	6,169	1,153	1,983	月・水・土 14:00～16:00		毛糸で作る写真飾り、文化祭、金銀折り鶴のお正月飾	40
子安 市民センター（S62.12.27)	12,469	487	777	水 14:00～16:00 金 19:00～21:00 日 10:00～12:00		大型紙芝居読み聞かせ	26
由木中央 市民センター（S63.03.22)	22,138	8,824	14,784	火～日 14:00～17:00	平成 19 年 2 月から月曜日以外開室	読み聞かせ「絵本のひろば」（計 12 回）、夏休み工作、古本市、工作	447
元八王子 市民センター（S64.01.07）	8,703	2,023	3,584	水・土・日 14:00～16:00	平成 18 年 1 月から市民センター窓口貸出開始	七夕おたのしみ会、クリスマス会	76
由井 市民センター（H1.02.15)	8,600	1,927	4,297	水・木・土 14:00～16:00	平成 19 年 2 月から市民センター窓口貸出開始	読み聞かせの会、折り紙（計 11 回）七夕飾り、センターまつり（紙芝居・工作）	371
由木東 市民センター（H2.03.20)	20,085	3,456	5,735	火・水・木・土 14:00～16:00	平成 19 年 3 月から市民センター窓口貸出開始	読み聞かせ（計 12 回）、七夕まつり	29
中野 市民センター（H2.04.25)	9,360	1,843	3,228	水・土 14:00～16:00 木 14:30～16:30 日 10:00～12:00	平成 20 年 4 月から木曜日開室	古本市、工作教室、大型絵本の読み聞かせ	74
恩方 市民センター（H7.11.01)	※①	1,640	2,560	水・木 14:00～16:00 土 10:00～12:00	※①平成 30 年 10 月からの図書館化に伴い、8 月末日をもって閉室	絵本のひろば（計５回）、こどもの日工作、七夕工作・七夕飾り、季節の工作	150
台町 市民センター（H8.04.10)	11,400	2,038	4,915	水・木・土 13:30～16:00		こいのぼり工作､図書館こどもまつり､読み聞かせ会（計６回）、母の日・父の日似顔絵展示、七夕まつり、古本市、ドングリ教室ほか	892
北野南部会館 （H8.08.21)	8,426	4,395	10,238	月・水 14:00～16:00 土 13:00～17:00		五月人形飾り、図書館こどもまつりの日・敬老の日似顔絵描き、七夕ミニミニ二縁日、秋の音楽会、読書感想の絵描き、クリスマスツリー・ひな人形飾付	291
計（16 カ所）	181,399	47,657	85,392				

学校図書館蔵書冊数

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	595,640	595,781	585,510	592,972	600,436
中学校	348,878	351,051	350,735	343,996	339,462
計	944,518	946,832	936,245	936,968	939,898

市図書館と学校図書館の連携イメージ（平成30年度）

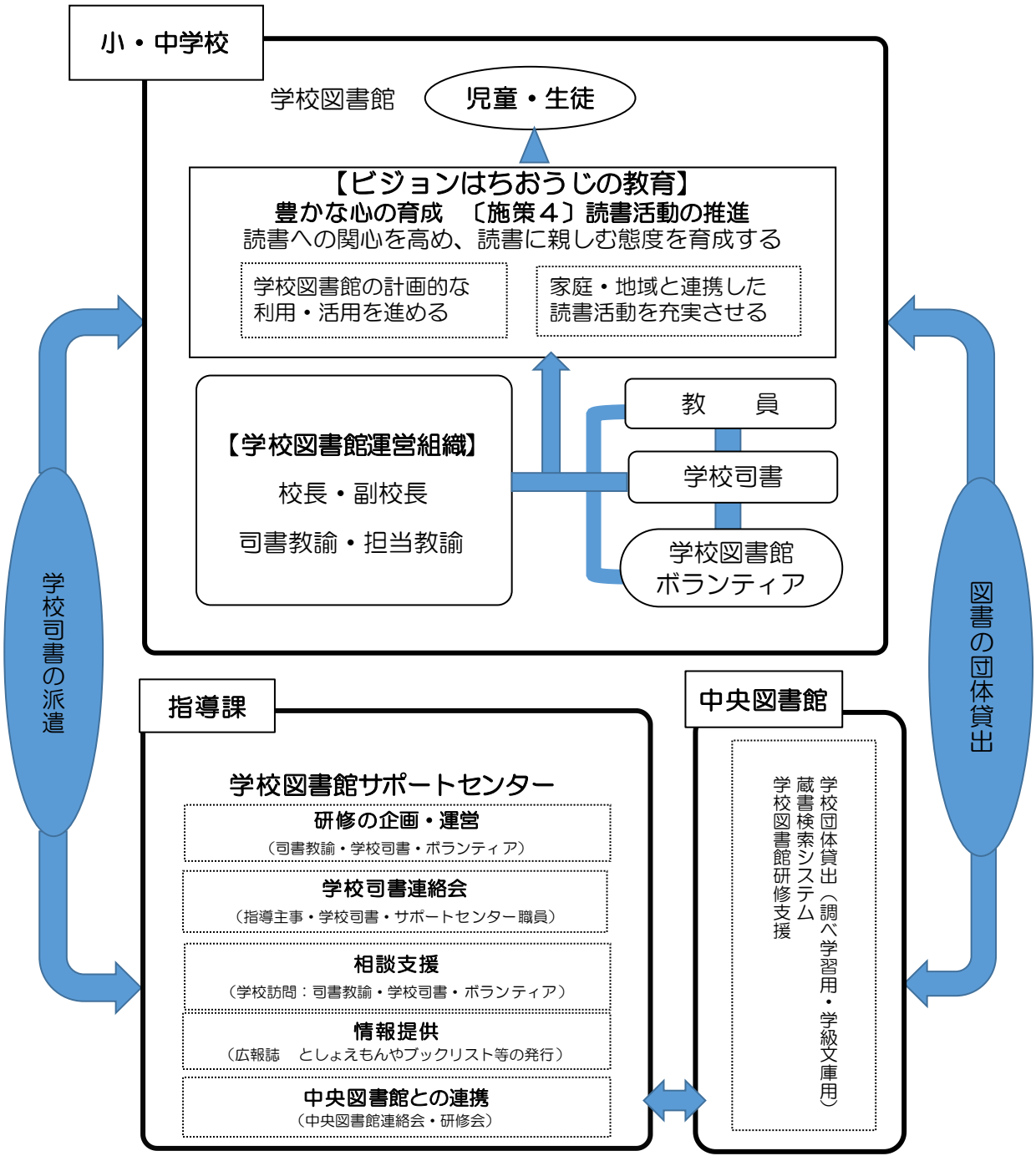

八王子市域の利用可能な大学図書館

番号	大学名	住所	貸出し 可否（○×）	閲覧 可否（○×）	蔵書数
①	創価大学	八王子市丹下町1-236	○	○	約97万9千冊
②	明星大学	日野市程久保2-1-1	○	○	約89万冊
③	帝京大学	八王子市大塚359	○	○	約74万5千冊
④	帝京短期大学	八王子市大塚359	○	○	約4万8千冊
⑤	首都大学東京	八王子市南大沢1-1	○	○	約70万冊
⑥	東京家政学院大学	町田市相原町2600	○	○	約23万冊
⑦	法政大学	町田市相原町4342	○	○	約84万3千冊
⑧	拓殖大学	八王子市館町815-1	○	○	約47万冊
⑨	桜美林大学	町田市常盤町3758	○	○	約58万冊
⑩	工学院大学	八王子市中野町2665-1	×	○	約10万5千冊
⑪	東京造形大学	八王子市宇津貫町1556	×	○	約12万7千冊
⑫	多摩美術大学	八王子市鑓水2-1723	×	○	約20万3千冊
⑬	東京薬科大学	八王子市堀之内1432-1	×	○	約10万冊
⑭	中央大学	八王子市東中野742-1	×	○	約213万冊
⑮	東京工科大学	八王子市片倉町1401-1	×	○	約15万冊
⑯	ヤマザキ動物看護学校	八王子市南大沢4-7-2	×	○	約2万7千冊
⑰	多摩大学	多摩市聖ヶ丘4-1-1	×	○	約12万8千冊
	貸出可能冊数（①～⑨合計）：約548万5千冊		閲覧・貸出利用冊数（①～⑰合計）：約845万5千冊		

広域利用可能な他市図書館

番号	市名	市内図書館数（館）	貸出し 可否（○×）	閲覧 可否（○×）	蔵書数（合計）
①	あきる野市	4	○	○	約58万7千冊
②	日野市	7	○	○	約82万4千冊
③	多摩市	8	○	○	約72万9千冊
④	町田市	8	○	○	約117万5千冊
⑤	調布市	11	○	○	約136万6千冊
⑥	府中市	13	○	○	約145万8千冊
⑦	相模原市	4	○	○	約147万9千冊
⑧	稲城市	6	○	○	約63万3千冊
合計		61	○	○	約825万1千冊

㊟：広域利用可能な他市図書館の「番号」については、八王子市と隣接している市の番号のみ記載。

※　八王子市	7	○	○	約164万7千冊

出典：
○HP　「大学コンソーシアム八王子　図書館施設の開放状況」
https://gakuen-hachioji.jp/wp-ontent/uploads/f99fd3161ae96f6952862a9f2ced7271.pdf
○「日本の図書館　統計と名簿2018」（（株）日本図書館協会　出版）

資料７

１　図書館ボランティアの登録状況

施設名	種類	平成 29 年度	平成 30 年度
中央図書館	登録人数	55	42
	配架	29	19
	修理	43	24
	行事	34	26
生涯学習センター図書館	登録人数	37	25
	配架	18	7
	修理	32	17
	行事	6	12
南大沢図書館	登録人数	28	15
	配架	－	－
	修理	25	15
	行事	21	12
川口図書館	登録人数	8	6
	配架	3	3
	修理	6	6
	行事	3	1
ブックスタート		10	10
宅配		9	8
合計	登録人数	128	88
	配架	50	29
	修理	106	62
	行事	64	51
	ブックスタート	10	10
	宅配	9	8

２　ボランティア団体の紹介

団体名	活動目的	活動場所	活動内容
八王子六つ星会	視覚に障がいがある方々の読書支援	●八王子市心身障害者福祉センターなど	● 点字書、点字資料の作成（点訳） ● 点字文書や答案の墨訳 ● 小学生から一般の方向けの点訳講習　その他 点訳依頼は、障がい者ご自身からのほか、図書館など公的機関、学校、企業、そして一般の方からも広く受け入れています。
南大沢音訳の会『こだま』	視覚に障がいのある方や高齢で読むことが困難な方等への音訳（朗読）を中心とした福祉活動を行うこと	●八王子市図書館 ●南大沢保健福祉センター　など	● 音訳･録音図書の作成 ● 対面朗読（各図書館） ● ちょっと気になる八王子マガジン「はちとぴ」音訳 ● おはなし会「ぴよぴよえほんのじかん」 ● 朗読会（デイサービスセンター朗読など） その他
八王子朗読の会“灯”	会員相互の協力のもとに、視覚に障がいがある方々等への音訳（朗読）を中心とした福祉活動を行うこと	●八王子市図書館 ●盲学校 ●心身障害者福祉センター	● 音訳･録音図書の作成 ● 対面朗読（各図書館） ● 身近な生活情報誌『街かど』 ● 声の週刊誌『ＡＥＲＡ』 （週刊誌『ＡＥＲＡ』抜粋音訳） ● 新聞リーディングサービス ● 俳句や俳句に関する記事の録音 ● 朗読会（年２回） その他

３　図書館関連団体の紹介

団体名	活動目的	活動場所	活動内容
八王子手づくり絵本の会	絵本を作る技術を学ぶ	●中央図書館（第３木曜日）	● 絵本に関する展示会等の見学会 ● 絵本、製本に関する話し合い ● 図書館事業「手づくりの本展」への参加 ● こどものための「えほんづくり」指導 ● 図書館まつりへの参加
八王子子ども文庫連絡協議会	子どものための文庫の発展と充実を図ると共に、広く読書環境を醸成し、自主的な読書活動を推進すること（会則から）	●各文庫 ●中央図書館 ●南大沢図書館 ●川口図書館	● 加盟文庫はそれぞれ月に一回から毎週あるいは学童保育所の中で活動 ● 八王子子ども文庫連絡協議会としての活動は、隔月の定例会、会員同士での勉強会、図書館の児童担当者との本の学習会、選書の情報交換、図書館のイベントへの参加
八王子おはなしの会	ひとりでも多くの子どもたちに、楽しいおはなしを届ける。 おはなしをきっかけにして本にしたしんでもらう。	●八王子市図書館 ●小学校 ●幼稚園 ●保育園 ●学童保育所	● 定期的なおはなし会（図書館及び各施設からの要請） ● 大人を対象としたおはなし会（年一回） ● 毎月の勉強会、講師を招いての講座（会員対象、数年に一回） ● 会員の研修（ゲストを招いてのおはなし会）
千人塾 “塾生の会”	高齢者による生涯学習活動として、個人・仲間で調査研究を行い発表することで、多様な考え方に触れ、自分の見識を拡げる。	●中央図書館	● 自分の関心のあるテーマについて、図書館の豊富な資料を使い、調べ、学びそして成果を発表する。 ● 勉強会に参加して塾生間で交流を図り、ときには議論もしながら親睦を深める。

資料８

用語解説

本文に出てくる言葉のうち、わかりにくいものには、初出時にアスタリスク（＊）を付けて解説しました。用語は、アルファベット、五十音の順に並べています。

●アルファベット

用語	解　説
IC タグ	コンピュータシステムによる自動的な物品の認識・識別に用いられる、無線通信のための IC チップを内蔵した小さな荷札（タグ）などのこと。
ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。
SNS	Social Networking Service の略。インターネット上でコミュニティを作り、人間関係の構築を促進するサービスのこと。
Society5.0	①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上５番目の新しい社会。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、全ての人とモノがつながり様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、経済発展と社会的課題の解決が両立した社会のこと。
POP	紙の広告媒体としてキャッチコピーや説明文、イラスト等を手描きすることにより、商品などに興味を持ってもらい魅力を PR する広告手段の一つ。

●ア行

行	用　語	解　説
ア	朝読書	「朝の読書」の略語。毎日、学校の授業が始まる前の 10 分程度を利用して、児童・生徒がそれぞれ好きな本を読む取組。
	アニマシオン	スペインのマリア・モンセラット・サルト氏が開発した、子どもが生まれながらに持っている読む力を引き出そうとする手法。間違い探しや物語を構成順に並べる等、「作戦」と呼ばれる 75 のゲームがある。
イ	一日図書館員	市内の小学４年生から６年生を対象に、図書館の仕事を体験し資料分類等の仕組みを学ぶ講座。市内３つの分館で夏休みに開催される。令和元年からは中高生を対象にしたクラスも開講している。
	インターンシップ	学生に就業体験の機会を提供するため、実際に図書館などで一定期間、職場体験をする制度。職業選択や適性の見極めを目的としている。
ウ	家読（うちどく）	家庭内での読書活動。親子で同じ本を読む、それぞれが読んだ本についての感想を話し合うなどの行動を介して、読書の習慣をつけるとともに、家族間でのコミュニケーションを図ろうとする取組。
オ	オープンデータ	誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータのこと。

●カ行

行	用　語	解　説
カ	学校図書館システム	学校図書館で、図書の貸出・返却、貸出の多い人気本のリスト化や利用調査、授業での活用に必要な資料の検索等を行うシステム。導入により、貸出・返却時間の短縮による読書時間の増加、教員の適切な指導時間の確保、読書活動の分析による適切な指導、図書検索精度の向上及び時間短縮などの効果がある。
	学校図書館連携事業	中央図書館が学校図書館サポートセンター（学校教育部指導課）と連携し、市内小中学校の学校図書館（図書室）を支援する目的で、資料の貸出を行う事業。資料には、調べ学習で活用するための「授業補助用」と教室に常置して利用するための「学級文庫用」の２種類がある。
コ	幸齢者サロン	認知症や介護に関する本の展示・紹介や朗読、看護師による健康相談など、どなたでも気軽に参加して話しができる場として、八王子ケアラーズカフェわたぼうしや高齢者福祉課などと連携し、平成 30 年度（2018 年度）から年に数回程度中央図書館で実施している催し。
	高齢者施設読書活動支援事業	図書館への来館が困難な老人ホーム等の入居者のため、施設への出張や団体貸出等を行うことにより、生涯にわたる読書活動を支援する事業。平成 30 年度（2018 年度）より司書を配置し本格的に開始した。
	こどもおはなし会	定期的に各図書館で乳幼児や小学生を対象として読み聞かせなどを行う催し。各図書館で開催日時等は異なる。

●サ行

行	用　語	解　説
サ	サードプレイス	家でも、学校でも、会社でもない居心地の良い第三の場所（社会学者レイ・オルデンバーグ著『The Great Good Place』）
	３歳児健診読み聞かせ	家庭での読書環境の充実やおすすめ本リストの配布・家庭以外の読書の情報提供を目的に、市内の保健福祉センターで行われる３歳児健康診査に合わせ、会場内で幼児とその保護者に対し、読み聞かせの仕方や本の選び方などのアドバイスを行う事業。
シ	住民協議会	地域におけるコミュニティ活動の活性化と住民交流の場、連帯感の醸成の場として市内 17 か所に建設された市民センターを拠点とする、地元町会や自治会を中心とした団体組織。
	手話しゅわおはなし会	聴覚に障害のある方を対象として手話を使って絵本などの読み聞かせを行う催し。基本的に音声はつかない。
	情報リテラシー	情報（information）と識字（literacy）を合わせた言葉で、情報を自己の目的に応じて活用する能力のこと。
	調べる学習コンクール	市内在住・在学の小中学生を対象に、身近な疑問や不思議など、調べたことを発表し未来へ向けて発信する場として、市制 100 周年にあたる平成 28 年度（2016 年度）に開始した事業。

行	用　語	解　説
シ	調べる学習体験講座	小学３年生～6 年生を対象に、図書館の本を使った調べ方を学ぶ講座。指導課が夏休みに開催している。
	人生 100 年時代	世界で長寿化が急激に進み、先進国では 2007 年生まれの２人に１人が 100 歳を超えて生きる「人生 100 年時代」が到来すると予測し、これまでとは異なる新しい人生設計の必要性を説いた、ロンドン・ビジネス・スクール教授のリンダ・グラットン氏とアンドリュー・スコット氏が著書『LIFE SHIFT（ライフ・シフト）100 年時代の人生戦略』で提唱した言葉。

●タ行

行	用　語	解　説
チ	地区図書室の図書館化	市民センター等にある地区図書室を図書館として整備し、図書館ネットワークに組み込むことで、市内全ての図書館資料を貸出・返却できるようにする施策。
	中央教育審議会	日本の文部科学省におかれている審議会で、中教審（ちゅうきょうしん）と略すこともある。文部科学大臣の諮問に応じ、教育の振興、生涯学習の推進、スポーツの振興などに関する重要事項について調査審議し、また大臣に建議している。
	中央大学との共同研究	平成 29 年（2017 年）４月に中央大学と八王子市が締結した包括連携協定に基づき、同年７月より中央大学文学部と八王子市図書館部が、市内の読書環境整備および図書館関連教育の向上をはかることを目的として、「読書感想文および図書館利用実態に関する研究」をテーマに行っている。
テ	デイジー図書	Digital Accessible Information System の略で、視覚障害などで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格。 パソコンや専用読み取り機を用いて利用する。
	ディスレクシア	学習障害の一種で、知的能力及び一般的な理解能力などに特に異常がないにもかかわらず、文字の読み書き学習に著しい困難を抱える障害。失読症、難読症、識字障害などとも訳される。
	デジタルアーカイブ化	有形・無形の文化資源（文化資材・文化的財）等をデジタル化して記録保存を行うこと。
ト	登録者	本計画では、図書館の利用者カードの発行を受けている利用者を指す。市内在住・在学・在勤・連携近隣自治体在住者が対象。
	読書感想画コンクール	児童・生徒の読書活動の推進を図るため、市内在住・在学の小中学生を対象に、本を読んだ感想を絵で表現するコンクール事業。平成 17 年度（2005 年度）から開始。平成 24 年度（2012 年度）からは、東京八王子西ロータリークラブと八王子市教育委員会の共催により実施している。
	読書感想文コンクール	児童・生徒の読書活動の推進を図るため、市内在住・在学の小中学生を対象にした、読書感想文のコンクール事業。平成 24 年度（2012 年度）から東京八王子西ロータリークラブと八王子市教育委員会との共催により実施している。

行	用　語	解　説
ト	読書ノート	読書に親しむため、利用者が借りた資料を記録することができるノート。小学生低学年向けの 20 冊記録用と高学年以上向けの 50 冊記録用の２種類がある。
	としょかんこどもまつり	図書館で行っている事業。毎年４月 23 日の「子ども読書の日」にちなみ、おはなし会や人形劇、工作会、図書館たんけん等の企画を実施している。
	図書コラボ給食	学校司書と栄養士が選定した図書に出てくる料理を、実際の給食で提供することで、読書に親しみながら食に興味をもち、楽しく食事をとる豊かな心を育てることを目的とする取組。
	図書館コンシェルジュサービス	調べる力をサポートする役割としてはレファレンスサービスと同じだが、受け身であるレファレンスサービスに対し、来館者への声掛けや情報発信などを展開することで、利用の敷居を下げ、だれでも気軽に図書館の機能を利用できるよう支援する、積極的なレファレンスサービス。
	としょかんたんけんたい	市内の小学１年生から３年生を対象として、図書館内の閉架書庫等、普段入ることができない場所などを含めて案内し、図書館の業務を紹介する企画。楽しみながら自然に本に興味を持ってもらうことを目的とし、生涯学習センター図書館で行っている。

●ハ行

行	用　語	解　説
ハ	パスファインダー	あるテーマについて調べるときに役立つ基本的な図書資料、情報源、その探し方などを紹介した“道しるべ”役の情報資料。一般にリーフレットとしてまとめられる。
	八王子駅南口集いの拠点	八王子市医療刑務所跡地を活用し整備する、防災機能を備えた公園の中にある、学びを支える歴史・郷土ミュージアム、憩いライブラリと、交流を促す交流スペースが一体となった複合機能施設。平成 31 年（2019 年）３月に「八王子駅南口集いの拠点整備基本計画」を策定。
	八王子子ども文庫連絡協議会	市内のこども文庫や文庫活動に関わる個人が会員となって活動している組織。それぞれの文庫では、本の貸し出し、読み聞かせやおはなし会、工作やお楽しみ会などの企画を行っている。
	八王子千人塾	中央図書館が毎年開催している、６０歳以上の市民を対象とした生涯学習支援事業。図書館の使い方・資料検索方法・論文の書き方等の講座を開催している。
	八王子千人塾塾生の会	八王子千人塾を受講・卒業した有志の団体。八王子市中央図書館に所属する「調べる学習」を中心に活動する高齢者（６０歳以上）のグループ。
ヒ	ビブリオバトル	発表参加者が読んで面白いと思った本を持って集まり、順番に本を紹介する。 それぞれの発表の後に参加者全員でその発表に関するディスカッションを行い、全ての発表が終了した後に「どの本が一番読みたくなったか？」を基準とした投票を参加者全員一票で行い、最多票を集めたものを『チャンプ本』とするイベント。

行	用　語	解　説
フ	ブックスタート	赤ちゃんとその保護者に、絵本や子育てに関する情報が入ったブックスタート・パックを手渡し、地域の赤ちゃんに本と出会い、親しむ機会を贈るとともに、子育てに役立つ情報を伝え、親と子のふれあいのひとときを応援することで、赤ちゃんが健やかに育ち、またその保護者が安心して子育てができる環境づくりに寄与することを目的とする。保健福祉センターの「産婦・３か月から４か月児健康診査」において実施。
	ブックトーク	一定のテーマを立てて、一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介する企画。多くは、図書館、学校において子どもたちを聞き手の対象として図書館司書、学校の司書教諭、民間の図書ボランティアなどにより行われる。
	ぶっくぱっく事業	子どもの成長に応じた絵本や関心のあるテーマに沿った本などを数冊セットにして袋などに入れたもので、希望する利用者は中身を見ずに貸出を受けるもの。本を選ぶことが面倒な方や新たな本との出会いを求めている方などの支援を目的としている。

●ヤ行

行	用　語	解　説
ユ	郵便局との包括連携事業	平成31年（2019年）3月に日本郵便株式会社と八王子市が地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的として締結した協定に基づく事業。図書館では市内61か所すべての郵便局に図書返却ボックスを設置し利用者の利便向上を図った。
	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障害の有無などを問わずに利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報・サービスなどのこと。
ヨ	読み聞かせ出前講座	幼稚園や保育園などの団体が実施する学習会に際し、図書館職員による絵本や紙芝居の読み聞かせ方などをアドバイスする、八王子市が行っている出前講座のひとつ。

●ラ行

行	用　語	解　説
リ	リカレント教育	義務教育や基礎教育を終えてからも、個人が必要とすれば教育機関に戻って学ぶことができる教育システム。日本では、学校以外の場で学ぶ場合なども含めており、成人の学習活動全体を指す。
レ	レファレンス	図書館利用者の調査・研究のために必要な情報や資料などの求めに応じ、図書館員が資料を検索し、情報や資料の提供・回答を行うサービス業務。

第４次読書のまち八王子推進計画

令和２～６年度
（2020 年度～2024 年度）

発行日　令和２年（2020 年）３月
発　行　八王子市
編　集　八王子市教育委員会図書館部
〒193-0835　東京都八王子市千人町三丁目３番６号（中央図書館）
電　話　042-664-4321
ＦＡＸ　042-662-2789
Ｅメール　b530100@city.hachioji.tokyo.jp

本冊子は再生紙を使用しています。

あなたのみちを、
あるけるまち。
八王子